

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
「節が個々の予算の執行に当たっての最小限度の単位」とあるが、国の予算では「庁費、施設費の類」といった区分があり、必ずしも、現行の地方自治法施行規則の節にこだわる必要性はない。また、「全国の他の地方公共団体と比較しながら、予算審議や内容の分析を可能とするために、全国的に統一」とあるが、節を基準とした比較の実態があるのか。国等の調査(当初予算案調、決算総計、財政状況資料集、決算カード、類似団体比較カード)も、節ではなく、節を性質別経費(人件費、物件費、維持補修費等)に分析した上で分析、比較、公表が行われている。効率化の観点から言えば、節と性質別経費、公会計の科目を極力一致させて頂きたいが、全団体のシステム改修経費等を考慮すると、困難。このため、本市の提案では、任意の節を設定することとしている。				【全国知事会】 地方公共団体ごとに歳出予算節が異なることで、地方公共団体相互間での財政状況の比較が困難になる恐れがあるため、慎重に検討する必要がある。		地方公共団体の歳出予算の節の区分については、節が個々の予算の執行に当たっての最小限度の単位であり、全国の他の地方公共団体と比較しながら、予算審議や内容の分析を可能とするために、全国的に統一されていることが要求されるため、各地方公共団体が任意に設定することはできないものである。
また、「標準的なソフトウェアの無償提供」について、既存の財務システムとの連携やPC導入・保守料等所要の経費が生じるほか、セキュリティ強化のために、外部へのデータ取出し等が制限されてきており、既存の財務システム以外での処理には、手間と費用がかかる。ソフトウェアの導入割合や費用対効果を検証されているのか。				【全国市長会】 慎重に検討されたい。		
さらに、「先進団体の事例」についても、結局、現行の節の下で、仕訳を細分化する方法であり、真の効率化とはいえない。						
公会計の導入をはじめ、年々、各種調査、分析資料の作成等の要請が増加しているなかで、システムの導入をもって効率化できたと安易にいうのではなく、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、事務の根本的・抜本的な見直しによる効率化を図っていただきたい。						
住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。				【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。	○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。 ○ ついては、 ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ・内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。	厚生労働省において、当該情報の必要性や当該事務の効率性などを検討の上、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。
				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。 ○ ついては、 ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ・内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。</p>	<p>厚生労働省において、当該情報の必要性や当該事務の効率性などを検討の上、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。</p>

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
53	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(母子保健費の給付)	母子保健法第二十案により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定については、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条、第21条の4 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	豊岡市、秋田市、常陸市、ひたちなか市、平塚市、豊橋市、田原市、高槻市、伊丹市、徳島市、北九州市、大牟田市、室山市、熊本市、延岡市	○当団体では養育医療の給付の申請において必要な所得税額証明書として、①確定申告の控(1面)又はそのコピー又は②源泉徴収票又はそのコピーを提出することを原則としている。徴収基準額の基礎が所得税から市町村民税所得額へ変更することになれば、①～②の書類が不要となり、住民の負担が減少する。 ○所得税での確認のため、保護者の源泉徴収票や税務署発行の納税証明書等の提出が必要になり、保護者の手続き負担が大きく、書類が揃わず給付決定に時間がかかる場合がある。他の医療費助成の制度と同様に市町村民税での徴収基準額の認定にすると、迅速で確実な決定が出来る。情報連携についても提案団体と同様の意見である。 ○本市においても同様の事例が発生しており、番号制による他市町村との情報連携が開始されても、徴収基準額が市市民税額ではなく所得税額で決定される現行においては、必要な情報を取得することができない。	事務の所管省庁において、母子保健法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得額に改めることについて検討する必要がある。なお、当該事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなるため、上記の徴収基準額の改正によって地方税関係情報を提供することは可能である。	
54	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉費の給付)	児童福祉法第二十案により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定については、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第56条 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	海老名市、豊橋市、北九州市、熊本市	○当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上や情報提供ネットワークシステムの利用により必要な情報の効率的な確認のためにも提案に同意する。	事務の所管省庁において、児童福祉法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得額に改めることについて検討する必要がある。また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合には、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解離される場合のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。	
55	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉費及び障害児入所措置費)	(1)児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入力することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報提供ネットワークシステムによる情報提供の取扱いについて(平成24年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の4、第56条 ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担額について(平成14年10月30日厚生省発雇児84号厚生事務次官通知) ・障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所施設費等国庫負担金について(平成11年12月18日厚生労働省令第1218002号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	豊橋市	—	まず、事務の所管省庁において、児童福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得額に改めることについて検討する必要がある。また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合には、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解離される場合のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。
56	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条の六による措置)	(1)児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額を、所得税額から市町村民税所得額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入力することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報提供ネットワークシステムによる情報提供の取扱いについて(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の4、第56条 ・やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の申請書の取扱いについて(平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省障発協議委員通知) ・やむを得ない事由による措置を行った場合の申請書の取扱いについて(平成18年11月17日障発第1117002号厚生労働省障発協議委員通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秋田市、豊田市、伊丹市、高砂市、宇美町	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得額とし、マイナンバーの情報連携の対象とする場合は、市町における効率的な事務につながることも添付書類の削減により利便性が向上するため制度改革の必要性を感じる。	まず、事務の所管省庁において、児童福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得額に改めることについて検討する必要がある。また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合には、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解離される場合のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。
57	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号による措置)	(1)身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①番号法別表第二の第二十五及び第五十三の項の第四欄に地方税関係情報を新たに規定する。 ②地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ③必要な特定個人情報入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十四条及び第二十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、地方税関係情報については別表第二の第四欄に規定がないため情報照会ができない。また、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入力することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報提供ネットワークシステムによる情報提供の取扱いについて(平成26年内閣府・総務省令第7号)第14条、第27条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第23号)第18条、第38条 ・知的障害者福祉法(昭和35年法律第7号)第15条の4、第16条、第27条 ・やむを得ない事由による措置を行った場合の申請書の取扱いについて(平成18年11月17日障発第1117002号厚生労働省障発協議委員通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秋田市、豊田市、高砂市、宇美町	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得額とし、マイナンバーの情報連携の対象とする場合は、市町における効率的な事務につながることも添付書類の削減により利便性が向上するため制度改革の必要性を感じる。	まず、事務の所管省庁において、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得額に改めることについて検討する必要がある。また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合には、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解離される場合のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえ、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。				<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 各府省からの第1次回答において、総務省から、 ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなる。 ・よって、厚生労働省において、母子保健法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である。 との見解が示されたところである。 ○ ついては、厚生労働省において、母子保健法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとする通知改正を行っていただきたい。</p>	<p>事務の所管省庁において、母子保健法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。なお、当該事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなるため、上記の徴収基準額の改正によって地方税関係情報を提供することは可能である。</p>
児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえ、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。				<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 各府省からの第1次回答において、総務省から、 ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなる。 ・よって、厚生労働省において、児童福祉法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である。 との見解が示されたところである。 ○ ついては、厚生労働省において、児童福祉法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとする通知改正を行っていただきたい。</p>	<p>事務の所管省庁において、児童福祉法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。なお、当該事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなるため、上記の徴収基準額の改正によって地方税関係情報を提供することは可能である。</p>
児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえ、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上で情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していきたい。				<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正当性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、児童福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となると思料されること、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求めながらも担保措置になり得るのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることは是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求めながらも担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、児童福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいたきたい。</p>	<p>まず、事務の所管省庁において、児童福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。 また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。</p>
児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえ、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上で情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していきたい。				<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正当性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、児童福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となると思料されること、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求めながらも担保措置になり得るのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることは是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求めながらも担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、児童福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいたきたい。</p>	<p>まず、事務の所管省庁において、児童福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。 また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。</p>
身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえ、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上で情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していきたい。				<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正当性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、構成員から、費用徴収額の認定事務にはそもそも根拠法律に質問検査権が必要ではないが、また、地方税関係情報の情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求めながらもあり得るのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権を設けること、及びこれらの法律に担保措置として罰則を設けることは是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求めながらも担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、厚生労働省の検討する質問検査権及び担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権と担保措置を設けることによる各法律に基づく強制措置に係る費用徴収事務と地方税関係情報に係る情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいたきたい。</p>	<p>まず、事務の所管省庁において、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。 また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。</p>

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえ、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしたい。</p> <p>なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方案について、関係府省で連携して検討していただきたい。</p>		<p>【宇和島市】 具体的に提供可能な特定個人情報の項目については、主務省令に委任されているものと解されるが、地方税法上の守秘義務の趣旨とも照らし合わせ、当該事務に係る情報提供については、国民の利便性の向上に寄与するものであることから、情報提供が許容されるよう規定整備が望まれる。</p>		<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、老人福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能になると思料されることから、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求め形でも担保措置になり得るのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、老人福祉法に担保措置として罰則を設けることは是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求め形での担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、老人福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、老人福祉法に担保措置を設けること等による罰則に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	<p>まず、事務の所管省庁において、老人福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。 また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合には、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。</p>
<p>情報連携で同一保険世帯の保険情報を取得することが可能となれば、住民サービスにつながり、申請者の負担の軽減を図ることができるため、前向きな検討をしていただきたい。</p> <p>収入情報については、非課税世帯のみが収入の証明を提出する必要があるため、申請者にとり経済的な負担となるばかりか、証明の取得・提示のための労力も大きなものとなっている。情報連携により、全ての収入情報が一括で確認できることで、初めて、申請者及び行政の両者の負担軽減となることから、実現に向け検討していただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、医療保険関係情報の情報連携については、既に他の行政分野において使われている状況であること、また、障害年金関係情報については、現在情報連携の対象となっていない障害年金について、その実施の可否を含めて、システム改修を含め技術面や予算面、効率性の観点を含め検討を進める、との趣旨の発言があったところである。また、構成員から、年金の種類によって情報連携の取扱いが変わることになれば、患者の方が不合理的扱いを被ることになってしまう、という懸念がある、との趣旨の発言があったところである。 ○ 医療保険関係情報については、厚生労働省において、情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。 ○ また、並行して、内閣府(番号制度担当室)は厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。 ○ 障害年金支給関係情報については、厚生労働省及び内閣人事局において、年金の種類にかかわらず情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。 また、並行して、内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。 仮に、全ての年金について情報連携を可能とすることができない、という場合には、前述の構成員の述べた懸念を解消する方案を検討し、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	<p>支給認定基準世帯全員員の保険加入情報については、情報連携が可能となるよう必要な対応を検討して参りたい。 障害年金関係情報については、情報提供側において、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うことが可能と判断されるのであれば、情報連携が可能となるよう必要な対応を検討して参りたい。</p>
<p>氏名・住所等の記載事項が変更になった場合、通知カードに付属する交付申請書を利用した申請を可能とする方策がないかの検討を行う際には、住民の利便性の向上に鑑み、年度内に方向性を示すなど、早急な課題解決が図られるよう御対応願います。</p>		<p>【湖西市】 「手書き用申請書でマイナンバーの記載が漏れていた場合には、その他の記載事項から可能な限り住民を特定し、住所地区市町村に申請不備の連絡を行い、住所地区市町村より住民へ連絡を行うようにしているため、今後この取扱いを徹底する。」 【春日井市】 各自自治体が改善を求めている事案は、マイナンバーカードの申請に関して、個人の特定に必要な氏名、住所等の情報について申請書の記載に問題があって発生しているのではない。J-LISがマイナンバーカードの申請受付に関して、申請書IDのみで個人を特定していることが様々な弊害を生み出していることである(しかも、この申請書IDは手書き用申請書使用時は必須項目とされていない)。 この事案は、申請書IDのみで個人を特定するJ-LISの受付プロセスに問題があるわけであり、申請書ID以外の個人を特定する情報を活用することによって解決できると考える。例えば、マイナンバーが一致していれば、統合端末で出力された申請書や通知カード下部の申請書であっても、作成時点の最新の4情報でカードが作成され、その最終住民登録地の自治体に送付されるように取り扱いたい。 また、後段の手書き用申請書の件に関しても、現在の取扱いで何の連絡もなされていないという問題が発生しているのに、単に徹底することのみで再発防止が担保されるのか疑問である。支障事例の解消につながるよう、対応を検討していただきたい。 【豊田市】 合わせて統合端末から出力する、個人番号カード交付申請書について、QRコードが印刷されるようにし、スマートフォンおよびまちなか写真機から申請できるよう改善を図るよう検討していただきたい。 【松江市】 手書き申請書で不備があった場合の対応については、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から市町村への連絡はされておらず、J-LIS個人番号プロジェクト推進部に電話確認したところ、申請者本人にも住所地区市町村にも連絡をしていないとの回答を受けたところである(H29.8.4)。 総務省はJ-LISの現在の対応状況を確認いただき、早急に見解にある運用を行っていただきたい。 【大村市】 手書き用申請書でマイナンバーの記載が漏れていた場合には、住所地区市町村に申請不備の連絡を行っているところがあるが、不備連絡には不備の理由が明記されておらず、市区町村は住民に対し不備となった明確な説明ができていない状況である。今後この取扱いとするならば、不備理由も添えて通知を行うように要望する。そもそも、住民が特定できているのであれば、市区町村に連絡するのではなく、直接住民本人に連絡をすべきである。住民に直接連絡を行えば、市区町村が住民に通知を送る負担が無くなるだけでなく、住民は再申請が必要なることを知るまでの時間も短縮できるため、カードをより早く受領することができる。従って、いずれかの取扱いに改正していただくようお願いする。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>氏名・住所等の記載事項変更後に通知カードに付属する交付申請書を利用した申請については、変更後の情報を申請者が明記することを前提として、原則として交付を可能とするように検討しており、可能な限り早期に方向性を示し、各市区町村に周知する。 手書き用申請書については、記載事項の不備により住民・住所地区市町村のいずれも特定できず、不備連絡を行えない申請書が存在する一方で、記載に不備があってもその他の記載事項から可能な限り住民を特定し、本表法令上交付事務を行うこととされている住所地区市町村へ不備連絡を行うことで、住所地区市町村において該当の住民の存在を確認すること等により不備に対応している(一部不備があっても、可能な限り交付処理を進めるように努めることが前提)。今後は、申請不備があった際には、不備理由を明確にした書面等で住所地区市町村へ情報提供を行うことでJ-LISと住所地区市町村とが連携して申請情報を補足して可能な限り申請を受け付けること等により、申請不備への対応方法の改善に努める。</p>	
<p>過去に総務省東海総合通信局情報通信情報振興課に対して、公設民営において使用している財産を現サービス提供会社へ譲渡する場合交付金返還となるか確認したところ、包括承認事項の要件に該当すれば国庫返還金は生じないが、経過年数が10年を超えることが条件であり、10年未満であれば返還が必要となる旨の回答をいただいた。ただし、貴省一次回答における①又は②に該当するかどうかについては、明確に回答をいただけていないので、早急に補助金担当部局と相談・調整をさせていただきたい。 その上で、もしも①又は②にも該当しないということであれば、「補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について」(平成20年4月10日発出)において、概ね10年経過した補助対象財産については補助目的を達成したものとみなし、当該財産処分承認については包括承認事項とすることとされていることを踏まえ、貴省の基準も「概ね10年」とすることについて、改めて検討してもらいたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>国勢調査の調査世帯一覧は、調査票情報と同様に厳重に取り扱う必要があり、その閲覧・転記は、調査区要図によってもなお調査地域の確認が困難な場合に限って必要最小限の範囲でさせるべきことは十分に認識している。</p> <p>しかしながら、地域に精通した調査員の高齢化による引退やプライバシー意識の高まりにより調査環境が変化する中で、調査区に地理感のない市民を職員が抱く恐れが出てくる。調査を依頼している現状において、そのような調査員からの強い要望があることや調査員及び職員の負担軽減などの観点から、調査世帯一覧の一定範囲の閲覧・転記を認めざるを得ないのが本市の実態である。</p> <p>調査員は、調査区関係書類(調査区地図、調査区一覧表)や調査区要図の閲覧・転記・複写から始まり、さらに調査世帯一覧の閲覧・転記に当たっては、自身の担当する地理感のない調査地域を把握するとともに転記誤りによるトラブルを防ぐため入念な確認を必要があり、これら一連の作業に1時間程度を要している。</p> <p>情報漏えいリスクについては、提案時に述べたように、調査員に守秘義務が課せられていることから、一定担保されると考えられ、さらに、立ち会う職員による必要最小部分の複写や、マニュアル等を作成して複写した書類は返却を要すること、調査時には持ち出さないことなどを条件として定めることでリスクはより軽減できると考える。</p> <p>以上のことから、統計調査の効率化と調査員及び職員の負担軽減、調査員の確保などのため、今回の提案実現に向けて是非とも具体的なスケジュールの下での速やかな検討をお願いしたい。</p>				<p>【全国市長会】 事務負担軽減に向け対応を求めます。</p>		<p>市区町村職員及び調査員の事務負担軽減を考慮し、国勢調査の調査世帯一覧の閲覧・転記に加え、必要最小限の範囲の複写も承認する方向で検討したい。</p> <p>なお、調査区関係書類等の閲覧は現在継続中の事務であり、閲覧方法の変更により事務の内情な実施に支障が生じる可能性もあるため、今後地方公共団体及び調査実施者からの現状把握な意見聴取を行った上で、情報漏えいリスクなどを考慮した具体的な運用方法を検討し、平成30年度内に方針を決定し、速やかに閲覧事務取扱要領の改正を行う。</p>
<p>「有権者の投票機会を狭める事態につながるおそれがある。」点について、期日前投票は、投票所設置当初は、投票者が少なく、投票日が近づくにつれて投票者数が増えいく傾向があり、加えて、その期間は非常に長い、投票環境の向上方策等に関する研究会でも、以前からこの点に関しての意見はあり、他にも期日前投票の弾力化について多くの意見があったところである。</p> <p>また、期日前投票は、地域性があり、午後6時以降の投票者数は、都心近郊では多いが、地方では少ないと思われる。平成28年度の参議院議員選挙における期日前投票期間の前半8日間において、共同提案団体中最も少ないところでは、6日間投票者がいなかった。</p> <p>この点、今回提案しているのは、市町村選挙管理委員会が地域の実情を考慮し、弾力化を行うことができるというものであり、投票機会を狭めるとは言えないと考える。</p> <p>次に、立会人の選任についてである。地方では、人口減少が顕著な自治体が多く、長期に渡る立会人の選任を選挙管理委員会で行うことは困難であり、現代の選挙環境や若年層人口が少ないことから公募も難しい状況であり、地区の代表に協力を依頼している。</p> <p>なお、交代制の意見は、立会人の数が増加することとなり、期日前投票期間が17日間であれば、最低でも68人の立会人を選任しなければならない。投票立会人を確保すること自体が困難という現状があり、交代制だと単純に倍の人員を確保せねばならないため、現実的には非常に難しい。立会人からも、交代制の要望はなく、投票時間の短縮についての意見が出ているところであり、地域の実情を踏まえても、現行制度で対応は困難であると考える。</p>				<p>【全国市長会】 地域の実情に応じた対応が可能となるよう、十分な検討を求めます。</p>		<p>投票の権利は、民主主義の最も基礎的な部分であり、投票の機会を広く確保するということは極めて重要なものである。</p> <p>当日投票においては、選挙人の投票に支障を来さない認められる特別な事情がある場合等に限り投票所閉鎖時刻の繰上げができることとされているが、平成27年に行われた参議院議員選挙選挙では、全投票所の3分の1を超える投票所について、閉鎖時刻の繰上げが行われているといった状況があり、国会においては、選挙人の投票の機会を喪失につながり、投票の権利を損ねることになるのではないかとする指摘も受けている。総務省としては、有権者の投票の機会を奪うことのないよう、法律の趣旨に則った厳正な対応を行うよう要請をできているところである。</p> <p>期日前投票所の閉鎖時刻の繰上げを可能とした場合においても、有権者の投票の機会を狭める事態につながることを懸念されることから、本件提案については、慎重な検討が必要である。</p> <p>また、平成28年の投票環境の向上方策等に関する研究会の報告書においても、全ての期日前投票所の閉鎖時刻の繰上げを可能にすることについて意見があったことを前提としつつ、「かつて有権者の投票機会を狭める事態につながるがけなないことから、今回の見直し後の状況も見ながら、慎重に検討する必要がある」と結論づけているものである。</p> <p>なお、当日投票において投票所閉鎖時刻の繰上げをすることができるのは、選挙人の投票に支障を来さない認められる特別な事情がある場合等であり、投票立会人の選任が容易ではないといった管理執行側の理由によって投票所閉鎖時刻の繰上げが認められるものではなく、期日前投票所の閉鎖時刻の繰上げについても同様に整理されるべきものである。</p>
提案の実現に向け、積極的な検討をお願いしたい。				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。</p>	<p>○第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)から、今夏には内閣法制局を含めた関係府省と調整した上で必要な検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。</p> <p>○今後、内閣府(防災担当)において、災害対策基本法の改正等に向けて内閣法制局を含めた関係府省と調整を行った上で、当該調整結果について、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	<p>御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等の観点から、引き続き検討を進めて参りたい。</p>
<p>検討を進め、早期の実現に努めていただきたい。</p> <p>また、本提案は、指導監督権限を有する指定都市への権限移譲に関するものであるが、厚生労働省は中核市への移譲も併せて検討するとのことである。中核市への権限移譲については、厚生労働省において論点整理の上、検討を進めていただきたい。</p> <p>なお、「一定程度の件数を審査することにより知見の蓄積が行われることで処分の判断基準、内容及び手続きに関して統一性が高まり、行政の効率的な事務処理となるとともに、不服申立を行った被保護者の迅速な救済に繋がる」との観点から規定した」とある。平成28年4月1日から平成29年7月1日までの熊本県への審査請求62件中、半数以上の35件が無本訴(指定都市)分であり、権限移譲が実現されれば、指定都市での一定程度の件数の審査により知見の蓄積が行われると考える。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○今後、指定都市及び中核市の意見及び相互の調整状況を踏まえ検討していくこととなるが、提案団体は、指定都市が都道府県と並列の立場で指導監督を実施しており、審査請求の裁決を行う体制も整備されていると考えていることから、指定都市への権限移譲を求めているところであるため、地方側の調整の結果として、指定都市のみ先行して移譲するという選択肢についても、考慮していただきたい。</p> <p>○提案団体は、指定都市が都道府県と並列の立場で指導監督を実施していることを踏まえ、再審査請求先を固とすることを想定していることから、今後の検討に当たっては、その点も考慮していただきたい。</p>	<p>本提案に関する対応については、都道府県並びに権限が委譲される指定都市及び指定都市と同様に大都市特例が講じられている中核市の意見及び相互の調整状況を踏まえて検討したい。</p>
<p>本提案は公営住宅及び公営住宅に準じて管理している住宅の管理業務の外部委託について、管理戸数の大半を占める公営住宅における管理代行制度をベースに一括することが最も効率的であることから、その実現により外部委託を継続的に選択しやすい体制を整えることを目的としており、それらの住宅の指定管理者に地方住宅供給公社を指定することは支障事例の解決に資しない。また、本提案の実現により管理業務の外部委託の選択が容易になることによるデメリットは生じない。</p> <p>公営住宅の使用関係においては過去の判例等により、入居者決定を除く管理関係の規定は行政処分にあたらず、入居者の選考及び決定は行政処分にあたるとされているが、このことに関する貴省の見解を伺いたい。また、公営住宅以外の住宅において条例規定によりどの範囲まで業務が委託できるかについても明確化されたい。仮に委託可能な範囲を条例で規定することで公営住宅と同様の管理運営を行うことが可能であれば、当市は直ちに条例改正等の必要な措置を講じ、公営住宅以外の住宅について適用する予定である。</p> <p>なお、第一次回答にある二制度の併用に関する工夫は当市で既に措置済みであり、それでもなお煩雑な事務を実務担当者1〜1.5人人工が担わざるを得ない地方自治体の実情を御理解いただき、引き続き規制緩和について検討されたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。</p>	<p>○地方公共団体は、地方自治法に基づく指定管理者制度や、条例により独自に定めた管理代行制度により、入居者決定等の行政処分を含め、地方公共団体が独自に整備した住宅(以下「独自整備住宅」という。)の管理事務を外部委託することができることと解してよい。</p> <p>○公営住宅法の「公営住宅」に適用される高額所得者に対する明渡請求(法29条)や公営住宅監督事業の施行に伴う明渡請求(法38条)は、借地借家法の特例として定められていることを踏まえても、独自整備住宅について、当該地方公共団体の条例等で同様の制度を定めた場合に、事業主体や指定管理者、その他管理委託を受けた者において実施することができることと解してよい。</p> <p>○公営住宅法に規定されている入居者の収入調査等(法34条、収入状況の報告の請求、他の地方公共団体等からの税務情報の入手等)は、独自整備住宅についても、管理条例等により、外部委託することができることと解してよい。</p> <p>○独自整備住宅について、指定管理者制度及び条例により独自に定めた管理代行制度によって、具体的にどのような事務範囲を委託できると考えているのか。また、公営住宅について、指定管理者制度により委託可能な事務範囲及び地方住宅供給公社が指定管理者である場合に委託可能な事務範囲に違いが生じるかについても、お示しいただきたい。</p> <p>また、その内容については、地方公共団体等による住宅運営に資するため、地方公共団体等へ周知するべきではないか。</p> <p>○公営住宅と同様の利用・管理がなされている独自整備住宅について、事務の委託、高額所得者への明渡請求、入居者の収入調査等が公営住宅と同様に実施することが仮にできないのであれば、独自整備住宅を公営住宅へ転用することを可能とする法律上の措置をとるべきではないか。</p>	<p>【総務省】 ご要望のあった住宅のうち、公営住宅法等の法律の規定による管理が行われない「公の施設」について、業務の民間委託のほか地方公共団体以外の者に管理を行わせるためには、地方自治法の指定管理者制度による必要がある。したがって、公営住宅法の管理代行制度類似の制度を条例で取捨することはないと考える。指定管理者制度においてどのような対応ができるか国土交通省とも検討して参りたい。</p> <p>【国土交通省】 本提案は、土地区画整理事業及び自治体が独自に整備した住宅等の管理の問題であり、公営住宅法上の問題ではない。</p> <p>その上で、公営住宅への指定管理者制度の適用に当たっては、個別法たる公営住宅法の一部の制約を受けるが、地方自治法上の「公の施設」となる地方公共団体が独自に整備した住宅等において指定管理者制度を適用するに当たってはどのような制約はないものと考えている。(具体的にどのような対応ができるか総務省とも検討してまいりたい。)</p> <p>なお、公営住宅の使用関係についての法的性質については、「公営住宅法の一部を改正する法律等の施行について」(平成8年住宅局長通知)において、法第25条に基づく入居者の決定及び法第34条に基づく入居者の収入状況の報告の請求を除き、行政不服審査法及び行政手続法に規定する「処分」には該当しない旨お示ししているところ。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
61	B	地方に対する規制緩和	その他	PF1事業により将来の用途廃止が確定している行政財産(土地)に係る売払い制限の緩和	PF1事業契約が締結され、将来、公共又は公用に供されないことが確定している行政財産(土地)については、現に建屋が存在し、行政サービスが提供されている間においても、売払いを可能とすること。	本県では、運転免許試験場の建替整備(現地建替)をPF1事業として実施し、施設の集約化等により余剰地を生み出し活用することとしている。その際、地方自治法第238条の4第1項の規定により、行政財産については売払いができないとされていることから、施設の建替終了後に余剰地となるものが確定している敷地についても、既存の建屋による行政サービスの提供が継続されている間における売払いが困難である。	公有財産の活用の選択肢が増えることで、次のとおり事業の内容や地域の実情に応じた効率的・効果的な公有財産の活用を図ることが可能となる。	総務省	愛知県	—	宮崎市	○PF1事業における余剰地活用は、財源確保や周辺との一体的な整備に対して有効な手法とされている。 ○PF1事業による民間ノウハウを活用した施設整備では、ハコモノの整備だけでなく、施設を中心としたまちづくりによる公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)	貴県の提案は、PF1事業における設計等の進展により余剰(予定)地が確定した段階で、行政財産である当該余剰(予定)地の売り払い契約を締結しようとするものである。 この点、将来における行政財産としての用途廃止後に普通財産に切り替えた上で当該土地を売り払う内容の契約であって、契約締結後の事情変更等にも支障なく対応できる限り、行政財産として供用している間に契約を締結することは可能である。 よって、貴県の提案については、上記に該当する限り、現行法において対応可能である。 なお、昭和58年1月13日行政財産法は変更することとし、通知等により周知を図ることとする。	
66	A	権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く)に分かれている。 両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。 両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相違を国、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかという経営革新等支援機関の意見もある。 また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。 都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に對して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行っていない。	【権限移譲による効果】 経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。 また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 都道府県にとっても、経営力向上計画と経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。 【移譲に際しての懸念と対応策】 経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同指針に基づいて認定を行うことが可能であると考える。	中小企業等経営強化法第13条、第14条	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	広島県、鳥取県、山口県、島根県、宮城県	—	—	—	—	中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、経営革新計画と異なり、主務大臣が「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定める一定の事項について、事業分野を指定し当該分野に特化した経営力向上の実施方法を定める「事業分野別指針」を策定し、事業者はその事業分野に応じて、当該事業分野別指針を踏まえて作成し、当該指針を策定した主務大臣に申請し、認定を受けるシステムとなっている。 各主務大臣が認定するのは、各事業分野の経営に関する最新の状況を最新の状況で把握し、指針を策定した各事業所管大臣が、事業分野ごとの汎用的な知見に基づき、直接審査・認定したほうが、本計画による経営の向上の上では効果が高いという考え方に基づくものであり、今後引き続き国で認定を行うことが適当と考える。
78	B	地方に対する規制緩和	その他	指定都市都道府県調整会議における加えることのできる構成員のうち地方議会から「選挙により」と法定化する方法について、地方議会に裁量権の付与	指定都市都道府県調整会議の構成員については、地方自治法に、「～次に掲げる者を構成員として加えることができる」と規定され、構成員の追加に市長と知事の裁量がある。しかし、構成員の選出方法については、「選挙により」と法定化されている。選出方法については、全国一律に法定されるのではなく、それぞれ議会の判断に任せることが地方分権の本旨に沿うものである。 また、本件については、広域連合の議会の議員の選出方法と同じであるが、当該調整会議は二重行政の解消等を目的とした場であり、その会議事項は法的拘束力が及ばないものであるため、こうした会議の構成員を議会から選出する際に、広域連合と同様の選出方法を法定化することは、手続きとして過大である。 本県では議長を構成員に選出している。諸事情により議長が辞任し、併せて当該会議の構成員を辞任した場合なども、その度に「選挙により」選出することが必要となり、議会の負担が増える。 さらに、議会でのそのような判断にも関わらず、議長を辞任した場合でも、当該構成員からの辞意がない限り、構成員として調整会議に参加することになり、選出の趣旨から考えて望ましくない事態を招くことあり得る。また、調整会議の開催前に急遽構成員を辞めた場合に、構成員をすぐに選出できず、調整会議を開催できないことも考えられる。	議員の選出方法について法で一律に規定するのではなく、地方議会が地域の実情に合った方法を自ら選択し、選出することにより、特定の課題に関する調整会議の機動的な開催や事務手続きの簡素化など、効率的な行政運営が可能となる。	地方自治法第252条の21の2	総務省	宮城県	分権担当課と事業担当課は同一	—	—	指定都市都道府県調整会議については、いわゆる二重行政の解消を図るため事務の執行に関する調整を行う場であることから、地方自治法第252条の21の2第2項においては、事務を執行する責任があり統括代表権や予算編成権を有している指定都市の市長と都道府県の知事を最低限必要な構成員として位置付けている。 さらに、協議の対象となった事務が各団体においてスムーズに執行されるよう、団体意思を決定し事務を監視する機能を有する議会在議の場に開くことが望ましい場面もあると考えられる。 調整会議において議員を構成員とする場合、調整会議において協議を行う都度、調整相手となる団体と適切な調整を行うにふさわしい者を「議会の代表者」として適正な手続きによって選出する必要がある。 したがって、調整会議の構成員の選出方法について、同法第118条の規定によらず、一律に地方議会の裁量に委ねることとする貴県の提案は、当該構成員が「議会の代表者」であることの適正性を担保する選出方法とは必ずしも言うことのできないものであることから、適当ではない。 なお、同条第2項において、より簡便な手法として指名推薦も認めているところであり、構成員を早急に選出する必要がある場合であっても十分対応可能であると考えられる。	
103	B	地方に対する規制緩和	その他	小規模施設特定有線一般放送に係る届出の添付資料の簡素化	放送法施行規則第143条に定める都道府県知事への小規模施設特定有線一般放送の届出に必要な道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有権等の承諾の事実を証する書面の写しと再放送の同意に関する事項の記載を不要とする。	辺地共聴施設等の小規模な共聴施設(51端子～500端子)により行われている地上テレビジョン放送等の再放送を「小規模施設特定有線一般放送」と定義し、その業務に関する事務及び権限については、平成28年4月1日より総務大臣から都道府県知事へ移譲されているところ。 その事務において、開始及び変更の届出に係るものは、放送法施行規則第143条で定める、道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有権等の承諾の事実を証する書面の写し、電柱共用に係る資料、再放送の同意書等専門的な内容が含まれる資料が必要であり、届出を行う小規模自治体や市町村内の集落から不慣れた資料作成や手続きへの負担があるとの意見が寄せられている。 この点、道路法等の規定に係る部分は関係法令で規制がかけられており、また、再放送に係る部分についても、本手続きはあくまで届け出であることを踏まえれば、届け出の段階で一律に関係書類を網羅的に提出させる必要性は乏しく、届出者に係る必要最小限の情報を把握した上で、必要に応じて放送法第115条に基づく資料提出を求めて対応することにより、受信者利益の保護という目的を達成することは可能と考える。	小規模施設特定有線一般放送に係る範囲の届出に必要な資料を簡素化することで、届出者の事務負担の軽減に資する。	放送法施行規則第143条から第145条まで	総務省	鳥取県、関西広域連合、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	—	多治見市	○法の範囲内において、事務手続きの簡素化が図られることが受信者の権利利益の保護に資するものと考えられる。	放送法第115条は、放送事業者の放送番組が他の放送事業者により再送信される際、放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されることがないよう担保し、もって放送秩序の維持を図ることを目的として整備されたものである。 また、同法第145条第1項は、本来、道路の無許可占有等法令に基づく処分を受けずに設備を設置したり、所有者等の承諾を得ないで行う電柱への無断共架は、それぞれの関係法令や所有権に基づく民事上の排除請求によって是正されるべきものであるが、法規制を無視した無秩序な業務態様が目に見られたため、有線一般放送の健全な発達を目的に整備されてきたものである。 このような法整備の目的は、小規模施設特定有線一般放送においても変わるものではなく、法が求める要件を具備していることを証する書類をあらかじめ確認しなければ、業務開始後に法違反の事実が確認された場合、同法第174条に定める業務停止命令が行われ、現に放送を受信している受信者の利益を害するおそれがある。そのため、施行規則第143条で定める書類を届出時に提出してもらうことは必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>総務省一次回答は、本県提案に沿うものである。</p> <p>については、現行の行政課決定(昭和58年1月13日)の変更についての速やかな周知をお願いする。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>		
<p>住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成長・活性化につながるものと考え。地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に即して、行うべきである。</p> <p>本提案は、「経営力向上計画」と「経営革新計画」が、中小企業等経営強化法に基づき定める計画であり、数値目標や支援措置等において共通点が多いため、申請者の利便性の向上及び都道府県の一体的な支援実施による中小企業者等の成長促進のため、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に応じて行えるよう、認定権限の移譲を検討いただきたい。</p> <p>なお、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握することについては、国が都道府県に対し、速次、情報提供を行うなど、国との連携が図られれば十分対応可能であり、また、各事業所管大臣が事業分野ごとの汎用的な知見に基づき認定することについては、都道府県の各事業所管部局が指針に基づき認定することで対応が可能であると考え。</p>				<p>【全国知事会】 都道府県知事への移譲を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。</p>		<p>事業分野別指針については、関係省庁と緊密に連携しながらPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会付帯決議でも求められていることから、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等を、随時で一次情報として常時把握する必要がある。これを確実に担保するためには、都道府県への委譲(手挙げ方式を含む。)ではなく、国が直接審査・認定する必要がある。現在まだ施行後1年を経過したところであり国で認定を行うことが適当と考える。</p>
<p>地方議会の代表者の選出方法を地方議会の裁量に委ね、その結果、選出された議会の代表者が適正性を欠くこととなるリスクが明確ではありませんが、会議規則によりこれまで行われてきた地方議会の決定の正当性を否定しかねない意見であると考え。</p> <p>当県としては、議員からの選出方法について、法により全国一律に選出方法を規定しなければならぬ必然性はなく、法によらず、地方議会が地域の実情に合った方法を自ら選択し、選出することができるようにすることが、地方分権の趣旨に沿ったものと考え。</p> <p>なお、地方自治法第118条第2項による簡便な対応についても意見があったところであるが、当県は、上述の趣旨から、議員の選出方法について地方議会が自ら決定できるようにすることを提案しており、選出方法の簡便化を求めているものではない。当県が想定している具体的な規定は、例えば、地方自治法第110条第13項と同様に、会議規則に委任し、地方議会が定める方法により、代表者を選出できるようにすべきであるということである。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>		<p>指定都市都道府県調整会議については、いわゆる二重行政の解消を図るため事務の執行に関する調整を行う重要な場であり、指定都市の市長又は都道府県知事は協議を調えるため必要であると認める場合は、指定都市都道府県調整委員の意見を踏まえた総務大臣の勧告を求めることができることとなっている。</p> <p>こうした重要な機能を有する調整会議の場に構成員として議会の議員を加える場合には、当該議員はこの調整会議における調整相手や調整案件にふさわしい議会の代表者を適正な手続きによって選出する必要があるため、地方自治法第252条の21の2第3項第3号及び第6号においては、公正かつ適正な方法である選挙により選出することが必要であることを規定しているものである。</p> <p>なお、具体例としてあげられた地方自治法第100条第13項については、議会の審査又は地方公共団体の事務に関する調査等のために派遣する議員等に関することを会議規則の定めるところに委ねるものであるが、同項については、議会活動の一環として一部の議員を調査や研修のため派遣するものであって、対外的に議会の代表者であることを求められるものではない。このことから、同項の規定は、調整会議における調整相手や調整案件にふさわしい議会の代表者の選出を求める地方自治法第252条の21の2第3項第3号及び第6号と比較する規定ではないと考えられる。</p>
<p>総務省御回答の放送秩序の維持や受信者の利益保護等の放送法の主旨は理解できる。</p> <p>当県の所管する事業者は、地方公共団体やNHKとの共同受信組合等の公的な機関の関与する事業者が多く、これらの事業者は、受信者保護や放送秩序の維持を行う立場にあり、その他の任意団体や営利団体等と同じ規制は過剰な規制であると思われる。</p> <p>従って、事業者のうち地方公共団体やNHK等公的な機関の関与する事業者については、届出書に同意・許可・承諾等を受けている旨の記載をさせるなど、簡素化を図ることが可能と考えられる。簡素化できない場合は、その理由を御教示いただきたい。</p> <p>なお、当県事業者において、小規模な事業者が多いことから届出事務の簡素化は届出事務の負担軽減に資する。</p>						<p>放送法施行規則第143条第3号及び第5号において、届出に係る有線一般放送事業者に対して、放送法第11条及び第145条第1項を満たす事実を証する書面の写しを届出時に提出させるのは、有線一般放送事業者において過去に違法な再放送や電柱への共架を行った事例があり、特に違法な再放送については、地方公共団体や第三セクターがこれを行った事例もあるからである。このような事例に鑑みると、届出時に書面をもって法に定める要件を具備していることを担保することは必要不可欠であり、公共的団体であっても取扱いが変わるところはない。</p> <p>なお、放送法施行規則第143条第3号及び同条第5号については、法に定める要件を具備している事実を証する書面の写しを求めらるものであって、新たな書面作成等の負担を求めるものではない。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
109	B	地方に対する規制緩和	その他	一部事務組合を構成する団体の単なる名称変更による関係地方公共団体議会の議決の廃止	伊豆市・伊豆の国市廃棄物処理施設組合が加入している静岡県市町総合事務組合という一部事務組合では、構成団体に一部事務組合が多い。 一部事務組合の規約の変更には、構成団体全ての議会において議会の議決が必要となるため、静岡県市町村総合事務組合では構成団体の名称変更等が発生した場合、他の構成団体も議会の議決を得る必要がある。 しかし、当組合のような一部事務組合では、年2回しか定例会がなく、当組合が加入する一部事務組合の他の構成団体の単なる名称変更に伴う一部事務組合の規約変更議案のみの臨時議会開催は非常に負担である。また当組合では議会へ語る時期と合わず、専決処分により処理することが多い。専決処分については、地方自治法第179条で運用に制限が設けられているため、専決処分でも対応に苦慮している。 ① 構成市町村等の数 56団体 ② 変更回数と理由(※当組合の設立日である平成27年4月1日以降) 変更回数 4回 平成27年7月15日 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合(当組合)の加入 平成28年1月15日 構成団体の名称変更(田方地区消防組合⇒駿東伊豆消防組合) 平成29年1月26日 富士山南東消防組合の加入 平成29年3月28日 構成団体の名称変更(裾野長泉清掃施設組合⇒裾野市長泉町衛生施設組合)	構成団体の名称変更について議会の議決を不要し、構成団体へ通知することにより事務の効率化が図られる。	地方自治法第280条第1項、第290条	総務省	伊豆市	—	ひたちなか市、川崎市、宮崎市、	○当組合は、県内17市町で構成される一部事務組合である。 現在、当組合の構成団体である町が市への移行を目指しているところであり、これに伴い、当組合の規約中、「町」を「市」と変更する必要がある。 本変更は市制施行に伴う単純、軽微な変更であるが、全構成市町の議会の議決が必要であり、事務負担が過大であることから、伊豆市の事例と同様、制度改正の必要性を認めるものである。 また、同構成団体により、地方自治法第252条の6に基づく協議会(都市圏広域行政推進協議会)が設置されている。 協議会の規約変更の際にも、全市町の議会の議決が必要であることから、協議会の規約変更の取扱についても検討が必要がある(地方自治法第252条の6において例による同法第252条の2の2第3項)。 ○本市は4つの一部事務組合の構成団体になっており、県内の市町村合併が相次いだ時期は合併に伴い構成団体の名称変更が頻繁に行われ、変更を要する一部事務組合から、構成団体として議会の議決を依頼された。 議決を求められた事項には地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市議会が指定した市長の専決処分事項が含まれていたため、専決処分事項と議決事項を分離して議案とすることについて、一部事務組合と協議を重ねた。 このような構成団体との個別の協議は、普通地方公共団体と比べ職員数が少ないと目される一部事務組合にとっては多大な労務を要するものと推察できる。 このため、法の趣旨に沿った範囲で、事務の軽減を考慮した制度改正が望まれる。 ○単なる名称変更に伴う一部事務組合の規約変更議案のみの臨時議会開催については、非常に負担。 ○県内自治体では、H30.10.1からの市制施行に向けて準備が進められている。これに伴い、同町が加入する9つの一部事務組合等において、規約の変更が必要となり、のべ235市町村(同町含む)において、議会の議決が必要となる。	一部事務組合の規約は、その組織及び運営の基本原則であって、その内容は構成団体を拘束して構成団体の機能に影響を及ぼすことから、構成団体の名称の変更に伴う規約の変更であっても、関係地方公共団体の議会の議決の対象から一律に外すことは適当でないと考える。 なお、地方公共団体の議会の議決事項については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、当該議会において軽易な事項として判断しその議決により指定した場合には、専決処分の対象として差し支えないものである。一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の議会の議決も指定できないものである。 ご提案の事項については、このことを踏まえ、それぞれの地方公共団体においてご判断いただくべき事とと考えている。
128	B	地方に対する規制緩和	その他	広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施における大臣許可手続きの撤廃	関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行ったが、当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体となることについて確認済みであったにもかかわらず、申請から総務大臣許可まで1か月半以上(3月31日関西広域連合から申請、5月20日総務大臣許可)の期間を要した。 昨年度の提案募集では、総務省から、「許可は、①地方自治法に定められた手続により申請されていないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不当であると認められること、④①について、広域連合の事務所の位置等を変更する場合は関係地方公共団体の協議は必要であるが、国に対しては報告をいとされており①だけをもって許可制とする理由とはあたらない。加えて、同法により定められた手続により申請されているかどうかは、各構成府県市議会の議決証明及び当該広域連合議会の議決証明により、関係地方公共団体の協議を経た上で定めたことが明らかである。また、②・③については、提案募集方式や要請権により関係省庁との協議を行ったうえで広域連合が実施することとされたものについては、改めて総務大臣の許可までは必要がなく、届出で充分だと思われる。	提案募集方式や要請権により関係省庁との協議を経て広域連合が実施することとされた事務の追加については、許可制から届出制とすることにより、広域連合が新たな課題に迅速に対応することが可能となる。	地方自治法第291条の2、第291条の3	総務省	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大坂市、堺市	—	奈良県	—	広域連合の処理する事務に係る規約の変更にあたっては、総務大臣の許可を要し、当該許可に先だって総務大臣は国の関係行政機関の長に協議することとしている。こうした事前の手続は、広域連合に複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する場合には、当該広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係性を有する蓋然性が高いこと、また当該広域連合が国からの権限移譲の要請を行い得るものであることを踏まえた国の最小限の関与である。 ご指摘の地方分権改革提案募集や地方自治法第291条の2第4項に基づく広域連合の長の要請等に際して、広域連合と特定の行政機関の長との事前協議が行われたとしても、他の行政機関が関係を有する可能性が排除できない。また、届出によって規約変更の効力を発生させた後に支障が生じた場合に事後的に取り消せることとするのは、国の施策実施等に大きな混乱を生じさせかねず、適当ではない。 なお、関係省庁との事実上の協議がなされているものについては、当該省庁においても速やかに判断が可能と考えられることから、標準処理期間にとらわれることなく、できる限り速やかに許可をすることができるよう対応してまいりたい。
286	B	地方に対する規制緩和	その他	広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施における大臣許可の撤廃	関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行ったが、当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体となることについて確認済みであったにもかかわらず、申請から総務大臣許可まで1か月半以上(3月31日関西広域連合から申請、5月20日総務大臣許可)の期間を要した。 昨年度の提案募集では、総務省から、「許可は、①地方自治法に定められた手続により申請されていないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不当であると認められること、④①について、広域連合の事務所の位置等を変更する場合は関係地方公共団体の協議は必要であるが、国に対しては報告をいとされており①だけをもって許可制とする理由とはあたらない。加えて、同法により定められた手続により申請されているかどうかは、各構成府県市議会の議決証明及び当該広域連合議会の議決証明により、関係地方公共団体の協議を経た上で定めたことが明らかである。また、②・③については、提案募集方式や要請権により関係省庁との協議を行ったうえで広域連合が実施することとされたものについては、改めて総務大臣の許可までは必要がなく、届出で充分だと思われる。	提案募集方式や要請権により関係省庁との協議を経て広域連合が実施することとされた事務の追加については、許可制から届出制とすることにより、広域連合が新たな課題に迅速に対応することが可能となる。	地方自治法第291条の2、第291条の3	総務省	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大坂市、関西広域連合	—	—	—	広域連合の処理する事務に係る規約の変更にあたっては、総務大臣の許可を要し、当該許可に先だって総務大臣は国の関係行政機関の長に協議することとしている。こうした事前の手続は、広域連合に複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する場合には、当該広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係性を有する蓋然性が高いこと、また当該広域連合が国からの権限移譲の要請を行い得るものであることを踏まえた国の最小限の関与である。 ご指摘の地方分権改革提案募集や地方自治法第291条の2第4項に基づく広域連合の長の要請等に際して、広域連合と特定の行政機関の長との事前協議が行われたとしても、他の行政機関が関係を有する可能性が排除できない。また、届出によって規約変更の効力を発生させた後に支障が生じた場合に事後的に取り消せることとするのは、国の施策実施等に大きな混乱を生じさせかねず、適当ではない。 なお、関係省庁との事実上の協議がなされているものについては、当該省庁においても速やかに判断が可能と考えられることから、標準処理期間にとらわれることなく、できる限り速やかに許可をすることができるよう対応してまいりたい。
143	B	地方に対する規制緩和	その他	審査請求の対象外となる却下処分手続きの簡略化	電話応対、面談での説明内容や通知した内容の疑義事項行政庁の処分でない明らかに審査請求の対象外であるものについて請求に対する却下処分手続きの簡略化(裁決書の記載事項の省略など)を求めるもの。 行政不服審査法では、不適切な審査請求が行われた場合であっても、審査請求の意思があると認められれば、審査請求として取り扱ってされていることから、当町では審査請求人の意思を適宜確認し、受付している。 しかし、名称が「行政不服」とあることから、行政処分に対する申し立てだけでなく、単なる職員等への苦情が大半という状況である。 具体的には、職員の発言や応対への苦情、法解釈の見解の相違、通知内容の疑義などが多数にわたりに記載されており、審査請求人の主張が明らかに不適法なものであっても主張内容や適否を一つ一つ整理して裁決書を作成することとなるため、町内の関係部署においては非常に多くの労力を割いている。 また、こうした請求が長期間続いていることにより対応する関係部署の職員も疲弊しており、町の本来業務にも支障が生じている。	内容が単なる苦情であることが明らかであり、不服審査請求として不適切な審査請求に対する手続を簡素化することで、行政事務の効率化をかはり、住民サービスの向上のためのリソースが確保できるようになる。	行政不服審査法	総務省	川崎町	—	ひたちなか市、松原市、宇美町	○窓口対応における職員個人に対する不満等明らかに行政庁の処分でないものについて不服申し立てがされ、行政不服審査法上の手続(補正命令等)を経て却下する事例が発生している。明らかに行政不服審査法上の処分がない場合でも、簡易に却下ができず、事務処理上の非効率が生じている。 ○行政処分に対する申し立ての形をとっているものの、審査請求人の主張が明らかに不適法な審査請求が多数行われている。具体的には、審査請求人に不利でない決定に対して審査請求が行われ、審査請求の理由として、決定内容とは直接関係のない、職員の発言や応対への苦情等が多数にわたりに記載されているなどである。こうした請求が長期間続いていることにより、本来業務に支障が生じている。 ○本市では同様の申出があった場合には、制度の趣旨を丁寧に説明理解を求めざるを得ないが、困難を要することが十分予想されるため、上記のような制度改正が必要であると考ええる。	審査請求の裁決は、審査請求についての審査庁の最終的な判断を審査請求人に対して示す重要な手続である。このため、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第50条は、審査請求人による手続保障及び手続の公正性・透明性を確保する観点から、裁決の方式として、裁決は書面によることとするとし、同書面には本文(審査請求の経緯)に加えて、事案の概要、審理関係人の主張の要旨及び理由を記載しなければならないとしている。したがって、不適法な審査請求を却下する場合であるからといって、こうした裁決の方式自体を簡略化することは、上記観点から適当ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
一部事務組合の規約は、その組織及び運営の根本原則であって、構成団体の権能に影響を及ぼすことは理解できますが、今回の提案は、構成団体の単なる名称の変更に伴う規約の変更であって、このことで構成団体を拘束し構成団体の権能に影響を及ぼすことはないと考えます。そのため、当該事業のような規約変更は、構成団体の議会の議決を不要とする改正を希望します。				【全国市長会】 慎重に検討されたい。		第1次回答において述べているとおり、一部事務組合の規約は、その組織及び運営の根本原則であって、その内容は構成団体を拘束して構成団体の権能に影響を及ぼし、共同処理するものとされた事務は、規約に定められた構成団体の権能から除外される。このため、構成団体の名称の変更に伴う規約の変更であっても、関係地方公共団体の議会の議決の対象から一律に外すことは適当でない。 なお、地方公共団体の議会の議決事項については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、当該議会において輕易な事項として判断しその議決により指定した場合には、専決処分の対象として差し支えなく、一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の議会の議決も指定可能なものであり、それぞれの地方公共団体においてご判断いただくべき事項と考えている。
地方分権改革に関する提案募集においては、内閣府を通じて案件に応じ調整を要する関係行政機関が特定されており、それに基づいた調整が行われる。その結果を踏まえた対応方針は閣議決定されることを踏まえれば、関係を有する他行政機関の存在を危惧する指摘は当てはまらない。 また、地方自治法第291条第2項4による要請権についても、当該事務を所管する国の行政機関の長との協議に当たり、関係府省との協議なく事務の移譲が決定することは想定できない。上記を踏まえると、届出制であったとしても、他の行政機関からの申出等により国の施策実施等に大きな混乱を生じさせることはないと考え。		【奈良県】 広域連合と特定の行政機関の長との事前協議が行われたとしても、他の行政機関が関係を有する可能性が排除できないとのことであるが、事前協議とは許可すべきか否かを正規の申請を前に判断するために行われるものであり、名称こそ違えども、実質上は許可と変わらない手続きを踏んでおり、主たる行政機関をはじめ、関係機関とも協議が行われるものではないのか、特に、地方分権改革提案募集の場合、内閣府が主体となり、関係行政機関との調整を行っていただいており、最終的に閣議において方針が決定されるものである。このような案件について、後に、他の行政機関が関係を有することが判明し、事後的に取り消すこととなることは想定しづらく、届出制としても問題はないと考える。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		広域連合の設置、規約の変更、解散等は、地方公共団体の設置及び運営に関する事項であることから、総務大臣又は都道府県知事の許可等にかからしめることとしているもの。これは、一部事務組合の手続に準ずるものである。 第1次回答において述べているとおり、広域連合の処理する事務に係る規約の変更に当たっての事前の手続は、広域連合に複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する場合には、当該広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係を有する蓋然性が高いこと、また当該広域連合が国からの権限移譲の要請を行い得るものであることなどを踏まえた国の最小限度の関与である。 許可に当たっては、総務大臣は、規約の内容の適法性だけでなくその妥当性をも判断しているところであり、届出制では総務大臣がその適法性・妥当性を判断することができず、届出によって規約変更の効力を発生させた後に支障が生じた場合に事後的に取り消せることとは、国の施策実施等に大きな混乱を生じさせかねず、適当ではない。 事実上の行為をもって法定の手続に代替することは適当ではない。 なお、関係省庁との事実上の協議がなされているものについては、当該省庁においても速やかに判断が可能と考えられることから、標準処理期間にとらわれることなく、速やかに許可をすることができるよう対応してまいりたい。
地方分権改革に関する提案募集においては、内閣府を通じて案件に応じ調整を要する関係行政機関が特定されており、それに基づいた調整が行われる。その結果を踏まえた対応方針は閣議決定されることを踏まえれば、関係を有する他行政機関の存在を危惧する指摘は当てはまらない。 また、地方自治法第291条の2第4項による要請権についても、当該事務を所管する国の行政機関の長との協議に当たり、関係府省との協議なく事務の移譲が決定することは想定できない。上記を踏まえると、届出制であったとしても、他の行政機関からの申出等により国の施策実施等に大きな混乱を生じさせることはないと考え。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		広域連合の設置、規約の変更、解散等は、地方公共団体の設置及び運営に関する事項であることから、総務大臣又は都道府県知事の許可等にかからしめることとしているもの。これは、一部事務組合の手続に準ずるものである。 第1次回答において述べているとおり、広域連合の処理する事務に係る規約の変更に当たっての事前の手続は、広域連合に複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する場合には、当該広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係を有する蓋然性が高いこと、また当該広域連合が国からの権限移譲の要請を行い得るものであることなどを踏まえた国の最小限度の関与である。 許可に当たっては、総務大臣は、規約の内容の適法性だけでなくその妥当性をも判断しているところであり、届出制では総務大臣がその適法性・妥当性を判断することができず、届出によって規約変更の効力を発生させた後に支障が生じた場合に事後的に取り消せることとは、国の施策実施等に大きな混乱を生じさせかねず、適当ではない。 事実上の行為をもって法定の手続に代替することは適当ではない。 なお、関係省庁との事実上の協議がなされているものについては、当該省庁においても速やかに判断が可能と考えられることから、標準処理期間にとらわれることなく、速やかに許可をすることができるよう対応してまいりたい。
				【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
158	B	地方に対する規制緩和	その他	地方独立行政法人が設置・管理することができる公共的な施設の範囲の拡大	地方独立行政法人による文化施設等の設置・管理が可能となるよう、地方独立行政法人法施行令に規定する公共的な施設の範囲に文化施設等を追加すること。	本県では市町村合併があまり進まなかった結果、小規模な自治体が多く財政基盤が弱い。民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運用が大きな課題となっているが、山間や過疎地域においては、そもそも委託先となる民間事業者が存在しない現状がある。 また、指定管理者制度については、指定期間が短く長期的な視点に立った運営が困難といった問題が指摘されており、PFI等の運営手法については、一定の収益力のある事業であることが望まれるが、特に山間地域における文化施設(文化施設・文化ホールといった劇場型施設や公民館等)については収益性が見込みにくい。 一方、地方独立行政法人では、設立団体である自治体が適切に経営に関与することにより、透明性や公益性を確保しながら、山間など民間委託等が困難である地域においても事業の実施が可能となり、効率的・効果的な運営を期待することができる。 このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考えられる。	各地方公共団体の文化施設等を共同して管理・運営することにより効率化が図られる。	地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	総務省	奈良県	-	-	提案の文化施設の設置・管理における地方独立行政法人の活用については、今後、具体的に生じている支障について精査を行うこと、検討する。	
159	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	幼稚園等に課されている設置者管理主義の緩和	幼稚園等に課されている設置者管理の制限を廃止し、地方公共団体が設置する公立幼稚園について、既存の私立幼稚園等と同様に、地方独立行政法人へ管理業務の委託が可能となるよう地方独立行政法人の業務範囲を拡大する等の緩和を行う。	人口減少・少子高齢化が進む中、行政需要は確実に増加することが見込まれ、行政サービスの効率的な提供を行っていくことが課題となっている。 本県では他県に比べて公立幼稚園の割合が高く、地域住民の公立幼稚園への教育ニーズに応えていくためには、今後も一定程度の公立幼稚園の維持が必要であると見込まれている。しかし、財政基盤が脆弱で小規模自治体が多く、個々の施設の運営・管理が財政的な負担となっており、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運営が必要となっている。 私立幼稚園の設置数が多い都市部においては、委託先となる民間事業者は一定数存在するものと見込まれ、私立幼稚園への委託が可能となれば、都市部の市町村の財政運営の負担軽減に資する。 一方、山間や過疎地域が多い本県においては、委託先となる民間事業者が限定されるため、事業者の選定が困難となる地域も存在する。この点、地方独立行政法人であれば、公益性を確保しながら広域的に活動することができ、山間など民間委託等が困難である地域においても事業を実施することが可能となる。また、財政基盤が弱い小規模自治体から切り離した上で、経営の視点を入れた独立採算により、長期的に安定した業務が期待できることから、経営の自由度が増し効率的な運営が可能となる。 このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考えられる。	公立幼稚園のサービスの効率化を図ることができるとともに、住民サービスの向上につながる。	学校教育法第2条、第5条 地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	総務省、文部科学省	奈良県	-	ひたちなか市	公立幼稚園の民間や独立行政法人への委託は予定しておらず、現状支障になることはないが、今後さらに少子化が進行し、私立幼稚園が閉鎖していく状況にまでなった場合には、民間委託等による公立幼稚園のサービスの拡充も選択のひとつとなり得る。	
192	B	地方に対する規制緩和	その他	住民監査請求の不適用要件の見直し	請求者が総代を選任しないときは、監査委員の判断により、住民監査請求を不適法なものとして却下することができることとする。	地方財務行政の適正な運営の確保を目的とする住民監査請求制度は、住民1人でも住民監査請求をすることができ地方自治法上、多数者が共同で請求することができるという規定がない。 このため、共同請求人に対し総代の互選を命じたが、その命令に従わず、総代を選任しなかったとしても、請求が不適法なものとは考えがたく、監査請求を却下することはできないと解される。 住民監査請求が政策論争の手段として用いられることがあり、共同請求人が1,300人を超える事業が生じた(過去には3,900人を超えることもあった)。この事業において、総代が置かれないうまま請求がなされ、陳述の機会や付与に係る通知等を1,300人以上に発送する必要があるが生じ、莫大な手間と費用が生じた。	行政不服審査法に基づく審査請求制度では、共同請求人が総代を互選しない場合、審理員は、総代の互選を命じることができ、その命令を受けた共同請求人が総代を互選しないときは、審査請求を不適法なものとして却下することができることと解されている。 住民監査請求においても、同様の命令を監査委員が発することができることとし、総代を互選しないときは、当該住民監査請求を却下することができるよう求める。 なお、住民監査請求は、住民の権利利益を救済するための制度ではなく、行政不服審査制度と同様の総代の制度を設けたとしても、住民の権利利益の侵害には当たらないと解される。 総代を互選しない場合に却下されることとなし、あらかじめ総代を互選したうえで請求が行われることとなり、通知事務の負担の軽減など、円滑な事務処理に資する。 また、総代が互選されない場合は、総代のみが補正に対応すれば足り、請求人の負担の軽減にも資することとなる。	地方自治法第242条	総務省	東京都、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市	通知方法に数多くの余地はないか検討したが、判例(平成9年9月3日名古屋高裁金沢支部判決)に記載の請求人の権利義務関係を考慮し断念している。	那山市、ひたちなか市、多治見市、浜松市、山陽小野田市、沖縄県、	過去に2,000人以上の住民から監査を求められた事例がある。 ○当自治体においても、平成20年度において、約500人の連名により住民監査請求がされた事例がある。その際、代表者が決められなかったことから、住民かどうかの確認や、これらの請求人への通知等に相当な時間と労力を費やした模様である。書留・配達証明の費用も多額となる。 ○平成28年度において、共同請求人が394名である事業が生じた。この事業において、代表者(総代)が置かれないうまま請求がなされ、受理通知等を請求者全員に発送する必要が生じ、莫大な手間と費用を要した。 また、請求人に対し、代表者(総代)を置くように伝えしたが、「我々は皆が平等に請求をしているので、代表者は置かない」との回答であった。 ○このため、平成28年度においては、延長することを請求人が認めた場合には、延長することとする。通知事務の負担軽減など、円滑な事務処理に資することになると考える。	行政不服審査法第1条に規定する総代制度は、一つの処分に対して多数人が審査請求する場合等において、審理手続の簡易迅速化を図ることを目的に設けられているものである。被処分者は、自己の権利利益が行政庁の処分により侵害された場合において、その回復を求めて、共同審査請求人として氏名を連ねることによって、総代を通じて各自の主張を行うことができることとされている。一方、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務会計行為に関する違法又は不当な処理を予防、是正し、それらに起因する損害の回復等を図るために、監査委員の監査の権限の発動を求め、住民全体の利益を確保するものである。住民監査請求制度は、住民であるという要件を満たせば一人でも請求することができるものであり、監査委員は、請求人が地方公共団体の行政事務や法令に必ずしも精通していない一般住民であることを考慮し、仮に請求に瑕疵があっても直ちに却下することなく、補正できる瑕疵である場合には補正を求め、広く住民の請求を受け付けることとするなど、住民にとって利用しやすい制度であるべきである。したがって、複数人が共同して請求する場合は監査委員が総代の選任を命じることができ、これに従わないときには、監査委員の判断により、当該請求を不適法却下することができることとは、認められない。
193	B	地方に対する規制緩和	その他	住民監査請求に係る請求書の様式の見直し	請求書の様式については、地方自治法施行規則別記様式を参照して監査委員が定めることができるようにすること。	【現状】 住民監査請求の請求書の様式、請求書の名称が職員措置請求書と定められているほか、「請求の要旨」及び請求者の職業が記載事項とされている。 また、「請求の要旨」については、1,000字以内の制限がなくなったことに伴い、要旨ではなく、請求の趣旨が詳細に書かれていることが多い。 【具体的な支障事例】 住民監査請求をしようとする者から、なぜ、住民監査請求書という名称でないのか、と聞かれるとともに、職業記載の必要性について聞かれるが、「様式として定められているので」としか答えられない。	各地方公共団体の監査委員の創意工夫により記載事項の簡素化及び明確化が図られれば、住民監査請求をしようとする住民の心理的負担を軽減することができる。 なお、様式を監査委員が定めることとした場合、京都市においては、請求の名称を「京都市住民監査請求書」としたうえで、職業の記載を廃止するとともに、請求の要旨に記載すべき事項を明確化したと考えている。	地方自治法施行令第172条並びに地方自治法施行規則第13条及び別記様式	総務省	東京都、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪府、堺市	-	那山市、ひたちなか市、新宿区、浜松市、山陽小野田市、熊本市、沖縄県	○業務に支障が出ているとまでは言えないが、住民監査請求の要件や請求書の記載事項を十分に理解し、申請まで行うことが住民にとってはハードルが高い部分もある中で、表題が「職員措置請求書」と定められていることが一層混乱を招いている面がある。表題や様式を平易で分かりやすいものに改正していきたいと考える。 ○住民監査請求をしようとする者から、住民監査請求をしようとするのに何故職員措置請求書という名称の書類をかかなければならないかと質問されたことがある。	住民監査請求は、住民訴訟の前置手続であることから、各地方公共団体の中で完結するものではないため、その請求書の様式についても全国的な統一性が求められるものである。したがって、地方自治法施行規則別記様式(第13条関係)に定められている職員措置請求書に記載すべき事項を、各地方公共団体の監査委員の裁量により変更可能とするにはできない。 なお、住民監査請求を行う場合の請求書における「請求の要旨」に係る字数制限(1,000字以内)は、その制限について合理的な理由が考えられず、むしろ、請求段階において、住民が書面で十分な主張を行うことができるようにするために、平成14年の地方自治法施行令の一部改正により廃止されたものである。 また、住民監査請求の請求書が地方自治法施行規則別記様式(第13条関係)に定める職員措置請求書とされている場合は、監査委員が請求書の様式を定めることにより、請求書の記載に必要措置を講ずべきことを請求するものであり、それを明らかにするためである。 職業の記載については、職業が、個人を識別するための情報として有効なものであることから記載事項としているものであるが、個人識別情報のあり方については検討することとする。
194	B	地方に対する規制緩和	その他	住民監査請求の監査期間の規定の見直し	① 住民監査請求に係る監査及び勧告は、60日を標準として監査委員が定める期間内に行うこととする。 ② 監査委員が、事案に応じ、60日の期間を延長することができることとする。 なお、監査委員が監査及び勧告をしない場合は住民訴訟の提起については、①の期間又は②の延長後の期間の経過後に行うことができることとする。	【現状】 住民監査請求に係る監査及び勧告は、請求があった日から60日以内に行うこととされている。 【具体的な支障事例】 監査対象となる財務会計行為又はその怠る事実が多岐にわたる場合には、60日間で監査の結果を出すことが困難である。 例えば、5会派・50議員に政務活動費の不当利得があるとの住民監査請求において、各会派及び各議員に不当利得があるかどうかを、各会派及び各議員の弁明を踏まえて個別に認定する必要があり、監査の結果を出すまで122日間を要したところである。 監査期限が一律に定められているため十分な内容の精査ができず、結果として複雑な監査となる場合も考えられる。必要十分な証拠を入手し、監査結果を出すことが制度趣旨(直接、裁判所に住民訴訟を提起するのではなく、まず、監査委員が判断することとされている。)にかなうと解されること、やむを得ず60日を超過した場合、監査委員が違法な事務処理をしているということになるのは、制度設計に問題があるといわざるを得ない。	監査対象となる財務会計行為又はその怠る事実が多岐にわたる場合においては、期間を延長することにより、適法に、詳細かつ質の高い監査を行うことができる。 また、これにより、住民が監査の結果に納得し、住民訴訟を提起する必要がなくなったときは、住民側、行政側双方の負担が軽減されることとなる。	地方自治法第242条第5項及び第242条の2第2項第3号	総務省	東京都、滋賀県、和歌山県、徳島県、大阪府	-	那山市、ひたちなか市、福井市、浜松市、門真市、山陽小野田市、高松市、熊本市	○本市においても、調査期間中に年末年始をはさんだことや、複数の請求が重なる等、調査期間が充分であったとはいえない事例があった。また、実質審査の過程において要件の欠如が認められた場合、60日間で補正措置までの十分な期間を請求人に与えることも困難である。よって、監査委員の判断に基づいて監査の期間延長を行うことができることとするに賛同する。 ○本市においても、政務活動費に係る監査請求において60日を超えて監査結果を出した事例がある。法的安定性の観点から請求の期限を1年以内と規定していることとの整合性を考えた場合、監査委員の裁量で期限なく延長できる制度とすべきではないので、期限を定めて延長することができるように規定しておく必要があるのでないか。また、延長することを請求人が認めなければならない制度設計とするか否かも検討を要する。さらに、60日の期間を延長した場合に、請求人に通知することと規定しておく必要があるのではないかと考える。 ○本市では、請求書の内容に補正を求めた場合であっても、監査委員の監査及び勧告を必ず60日以内に行うようになっている。 住民監査請求については、市民からの請求により随時に行う監査であり、定期監査のように計画的に行うことはできません。また、請求内容も事前には不明であり、あらかじめ準備しておくこともできない。 このため、平成28年度においては、複数の住民監査請求を同時進行で監査したり、短期間で大量の資料を確認したりしたこともあった。 これまで60日を超えて、監査等を行った事例はないが、制度改正の必要性はあると考える。 但し、延長する場合にも、次の3条件を付することが必要であると考える。 (1) 期間延長に当たっては、真にやむを得ない理由がある場合に限る。 (2) 延長できる期間については、無制限でなく、一定の限度(例えば延長60日まで)を設ける。 (3) 請求者に対して、延長理由等を付して通知する。	住民監査請求が、地方公共団体の財務会計行為に関する違法又は不当な処理を予防、是正し、それに起因する損害の回復等を図ることを目的とし、また、住民監査請求をして、その結果を待たなければ住民訴訟を提起することができない監査請求前置主義がとられていること、住民監査請求があった場合には監査委員は迅速な監査又は勧告を行うことが求められることとあり、監査期間が監査委員の裁量によるものではなく、明確な期間を法律で定めることが必要である。個別の事案に応じ、監査委員の裁量によって監査期間の延長を可能とすることは、住民が出訴することができる時期が先延ばしにされることにもなり、住民が訴訟を提起する権利を制約することになる。 なお、地方自治法の規定による審査の申立てに対する裁決までの期間を90日以内と規定した地方自治法第257条第1項の規定は、訓示の規定であることとされており(行政裁 昭和3年10月20日宣言)、同様の規定である住民監査請求があった場合の監査の期間についても、法定期間である60日を経過したからといって、必ずしも違法であるとはいえないことから、監査委員は60日以内に監査を終了しない場合であっても、監査を継続し、住民の利益に資することができる限りの対応を行うべきである。 このため、監査期間を60日を標準として監査委員が定める期間内とすることや事案に応じて60日の期間を延長することを可能とすることはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
提案の実現に向けて、法改正を含め必要な検討を進めていただきたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		
公立幼稚園の管理運営の包括的な委託等について、学校教育法上の整理が行われ委託可能となった後には、地方独立行政法人の業務範囲の拡大についてもご検討をいただきたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○提案団体の具体的な支障等(学校法人の設置が困難、公立幼稚園の形態を希望)を踏まえ、義務教育とは異なる幼稚園の設置者管理主義を緩和する際に生じる課題について具体的に示していただきたい。 ○国家戦略特区における高等学校等における制度改正の議論を踏まえると、一定の担保措置をとることにより、設置者の責任の下、設置者とは別の者に管理を委託することが可能ではないか。 ○幼稚園は、学校教育法上、公立幼稚園と私立幼稚園とで、行うべき教育内容や人管理体制を区分している訳ではなく、沿革からみても、幼稚園は、建学の精神に基づき、多様な設置主体により設置されてきたものである。 このような状況を踏まえると、提案への対応により公立幼稚園での実施が阻害される特別な教育内容や公権力の行使等があるとはいえないのではないか。 ○平成18年の「今後の学校の管理運営の在り方について」の中央教育審議会答申から長期間が経過しており、提案団体の具体的な支障を踏まえ、2次ヒアリングまで方向性を示していただきたいと考えるが、今後の検討スケジュール及び体制についてお示しいただきたい。	学校教育法上の考え方として、公立幼稚園の管理運営を学校法人や地方独立行政法人へ包括的に委任することが可能となった場合には、地方独立行政法人法において、その業務の範囲に加えることについて検討を行うことは可能である。
本提案の趣旨は、多数人による共同請求の場合、あらかじめ総代を選任したうえで請求がなされるよう誘導する点にある。 多数人による共同請求の場合、その大半は法令に精通していない一般住民であり、請求書に瑕疵がある場合に修正を求めたとしても、当該修正に応じることができない可能性が高いと考えられ、修正をしない場合、修正をしない者については却下することとなることからすると、あらかじめ、総代を選任して請求を行うこととするのは、住民にとって利用しやすい制度となるものである。この点、名古屋高裁金沢支部平成9年9月3日判決は、「住民監査請求は請求人の個人的な利益のためなく、住民全体の利益のためになされるものであり、また、それが複数の請求人によってなされる場合には請求人の利害が一致するのが通常であるから、請求人が多数にのぼるときは代表者または代理人の制度が利用されることが、迅速、適正な事案の処理のために請求人及び監査委員の双方にとって望ましいといえることができる。」と判示しているところである。 また、多数人による共同請求は、その中心となるメンバーが、請求書を町内、職場で回覧するなどして、署名を募ることが一般的であるところ、この際、総代への委任状に署名を募れば、容易にあらかじめ総代を互選することができ、住民監査請求を行うことの妨げとなるものではない。 なお、請求書提出後、総代の互選命令を受け、総代の互選を行うことは困難とも考えられることから、総代互選命令の規定に代えて、複数の者が共同して住民監査請求を行うときは、総代を選任したうえで請求を行わなければならない旨によっても本提案の趣旨を実現できるものである。規定案は、補足資料参照					住民監査請求制度は、住民全体の利益を確保するものであることから、住民であるという要件を満たせば一人でも請求することができるものであり、住民にとって利用しやすい制度であるべきである。 また、監査委員は、請求人が地方公共団体の行財政事務や法令に必ずしも精通していない一般住民である場合には、仮に請求に瑕疵があったとしても直ちに却下することなく、修正できる瑕疵である場合には丁寧に修正の説明を行うことで、広く住民の請求を受け付けるべきである。したがって、複数の者が共同して請求する場合は監査委員が総代の選任を命じることができ、これに代わらないときは、監査委員の判断により、当該請求を不法法却下とすることができること、複数の者が共同して住民監査請求を行おうとするときは、総代を選任したうえで請求を行わなければならないとするのは、認められない。	
行政不服審査法に基づく審査請求は、行政事件訴訟の前置手続となっているものもあるが、審査請求書については、記載事項が法定されているだけで、様式までは定められていないことからすると、請求書に記載すべき事項はともかく、その様式まで全国的に統一する必要があると考えがたい。 また、請求人が地方公共団体の行財政事務や法令に必ずしも精通していない一般住民であることを考慮すると、現行の地方自治法施行規則の様式のみを見て、適法な請求といえるに足るだけの内容を請求書に記載することができるとは考えがたく、請求書に何を書くべきか住民に分かりやすい示すことであり、地方自治法第42条第1項の規定に基づく請求は一般に住民監査請求と呼ばれていることからして、住民監査請求書とした方が住民に分かりやすいことは明らかである。 そうすると、住民監査請求は、請求人の氏名及び住所、請求の要旨並びに請求の年月日を記載した文書により行うこととし、その文書の様式は監査委員が定めるとすることは可能であると解される(京都市における様式案は、補足資料のとおり)。また、仮に様式の統一が必要であるとしても、住民目録を踏まえて、分かりやすい様式に改められたい。 なお、職業については、職業の記載を欠いた請求書であっても、それだけで不適法とすることはできないと解されていること(准井光明著「要説住民訴訟と自治体財務改訂版」(学陽書房、2002年)46ページ)、具体的な権利先が記載されているものではなく個人識別情報として十分なものとはいえないことから、請求書の記載事項から早急に削除すべきである。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	住民監査請求は、住民訴訟の前置手続として各地方公共団体内のみで完結するものではないため、その請求書の様式についても全国的な統一性が求められる。したがって、地方自治法施行規則別記様式(第13条関係)に定められている職員措置請求書に記載すべき事項を、各地方公共団体の監査委員の裁量により変更可能とすることはできない。 また、請求書の様式において、請求の要旨に記載すべき事項を詳細に規定することは、請求しようとする者が地方公共団体の行財政事務や法令に必ずしも精通していない一般住民であることを考慮すると、むしろ請求をためらわせることになるおそれがある。住民監査請求制度は住民にとって利用しやすい制度であるべきことから、請求の要旨については任意に記載できることが求められ、仮に記載内容に不備がある場合には、請求書に添付する事実を証する書面等をもとに補正させることにより対応するべきである。 住民監査請求の請求書が地方自治法施行規則別記様式(第13条関係)において「職員措置請求書」とされているのは、地方自治法第242条が、監査を通じて、地方公共団体の職員等が行った行為に關して必要な措置を講ずべきことを請求するものであることを明らかにするためであり、住民監査請求の内容をより正確に表したものである。 職員措置請求書における職業の記載については、個人識別情報のあり方を踏まえ、削除する方向で検討し、平成29年末に行われる、地方からの提案等に関する対応方針の閣議決定前には結論を得ることとする。	
60日を過ぎても監査を実施すると請求人に告げ、請求人がこれに応じて請求をした日から60日を経過した日から30日以内に住民訴訟を提起しなかった場合において、監査委員の合議が整わず、又は実際には何らの監査も行われず、監査の結果が通知されないという事態が生じると、住民は訴訟を行う権利を奪われることとなることから、60日以内に監査の結果を出さないことは違法でなく、60日を経過しても事実上監査を継続することができるという解釈を採ることは妥当でないと考えられる。仮に、この解釈を採るとしても、請求人が地方公共団体の行財政事務や法令に必ずしも精通していない一般住民であることを考慮すると、当該解釈を理解してもらえない(経緯則上「60日以内にこれを行わなければならない」との規定がある以上、当該解釈は間違っていると主張する住民は相当数いるものと考えられる。)、 また、請求人が監査結果を待たずに出訴した場合、監査で判明した事実や監査の結果を踏まえることができないため、請求人においては主張の変更又は訴えの取下げを余儀なくされる可能性があるなど、早期に住民訴訟を提起した場合におけるデメリットも想定されるところに、出訴時期が遅れることにより請求人固有の権利利益が侵害されるものではないことからすると、出訴時期が遅れることが、請求人の住民訴訟を提起する権利の制約といえるほどのものか疑問である。 なお、期間の単純な延長が困難であれば、必要な監査期間の確保と、早期の訴訟提起の要望とのバランスを図るため、補足資料記載の制度設計とすることも考えられる。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	住民監査請求が、地方公共団体の財務会計行為に関する違法又は不当な処理を予防、是正し、それに起因する損害の回復等を図ることを目的としていることから、監査委員に対しては、迅速な監査が求められる。また、住民監査請求をして、その結果を待たなければ住民訴訟を提起することができない監査請求前置主義がとられていることから、住民監査請求があった場合には、監査委員は、まずは60日以内に監査又は勧告を行うことができるようにするべきであり、結果的に60日以内に監査が終了しない場合であっても、監査を継続し、住民の利益に資するようできる限りの対応を行うべきである。 また、請求人は、監査請求をした日から60日以内に監査結果が通知されなかった場合であっても、当該60日を経過した日から30日以内に住民訴訟を提起することが可能であるところ、個別の事案に応じて、監査委員の裁量によって監査期間の延長を可能とすることは、住民が出訴することができる時期が先延ばしにされることにもなり、住民が訴訟を提起する権利を制約することはもとより、地方公共団体の財務会計行為に関する違法又は不当な処理状況からの早期の是正や損害の回復に支障が生ずるおそれがある。 したがって、監査期間は監査委員の裁量によるものではなく、明確な期間を法律で設けることが必要である。 このため、監査期間を60日を標準として監査委員が定める期間内とすることや事案に応じて60日の期間を延長することを可能とすることはできない。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府所からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
204	B 地方に対する規制緩和	その他	区地域協議会構成員要件の規制緩和	地方自治法第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項により定められている地域協議会の構成員要件について、各市町村の条例により構成員を規定できるよう規制の緩和を求めるもの。	【制度改正の経緯】 区地域協議会の構成員については、地方自治法(以下「法」という。)第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項により、「区の区域内に住所を有する者」とされている。「住所」とは、自然人については生活の本拠をその者の住所とし、法人については主たる事務所の所在地又は本店の所在地をもって住所とするものと解される。 この取り扱いによると、自然人については区内への通勤・通学者、法人については、区内の支店等について構成員となることができない。 本市としては、区域内に住所を有する住民のほか、必要に応じて、区域内で様々な公益的活動等を行っている者の意見も区政に反映させたいと考えている。 【支障事例】 具体的には、区内大学に勤務する教授や通学者、区内の公共性や公益性が高い団体支部等について、場合によっては構成員として位置付けることができない事例が生じている状況である。 指定都市が設置する区地域協議会と同じく、市町村が設置する地域協議会も同様の支障事例が生じ得ると考えられるため、準用元である法第202条の5第2項の規定を見直すことで、地域協議会及び区地域協議会へ効果が生じるものとする。	規制が緩和されることにより、区域内で様々な公益的活動等を行っている者の参画が可能となり、多様な意見を区政に反映させることが可能となる。	法第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項	総務省	新潟市	-	川崎市	-	区地域協議会は、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進を目的とし、住民及び地域に根ざした諸団体等の主体的な参加と協働活動を通じて、多様な意見の調整、身近な地域づくりなどを行う組織として、指定都市の区ごとに設置することができるものであることから、区を単位とした住民自治の基盤として、区における議会の役割を果たし、区の行政を補完する機関であるもの。このことから、区地域協議会の構成員については、区の区域内に住所を有する者に限られているものであり、各指定都市の条例により、区の区域内に住所を有する者以外の者からも選任することができることとする提案は、適当ではない。 また、区域内で様々な公益的活動等を行っている者の意見を反映させるには、これらの者を区地域協議会の構成員とせずとも、区地域協議会において、必要に応じてこれらの者からヒアリングを実施したり、これらの者がオブザーバーとして審議に参加して意見を述べたりする等により可能であるものとする。
226	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	学校給食費における私人への徴収委託の実現	学校給食費における私人への徴収委託を行えるよう、次のいずれかかの対応を行うことが必要です。 ①地方自治法施行令第158条第1項の規定列挙に債権名を追加する ②学校給食法を改正し、私人への徴収委託を可能とする規定を設ける	コンビニ納付は私人への徴収委託であるため、地方自治法第243条により制限されています。ただし、次の2通り場合は、認められています。 ①地方自治法施行令第158条第1項に規定列挙された以下の債権の場合 使用料、手数料、買貨料、物品売払代金、寄附金、貸付金の元利償還金 ②個別に法令に規定する必要がある場合(国民健康保険料等) 学校給食費は、現行法上、上記の①②のどちらにも該当しませんので、コンビニ納付ができない状況です。	【制度改正の経緯】 本市では、学校給食費の透明性の向上や教職員の負担軽減等を目的として、平成24年度に学校給食費を公費計化し、保護者が横浜市へ直接学校給食費を支払うことを明文化しました。しかし、公費計化後も依然として学校給食費の未納が課題となっています。また、現状、納入通知書の方は金融機関の窓口しか支払ができないため、コンビニでも支払ができるようにするようご要望をいただいております。利便性の向上も課題です。	学校給食法 地方自治法	総務省、文部科学省	横浜市	-	千代田区、豊橋市、京都市、大塚市、山崎町、大野市、大分市、大村市	-	○給食費滞納保護者への督促業務の負担軽減、徴収率の向上については、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費においてもコンビニ納付など私人への徴収委託を導入することによって、利便性の向上を図ることができる。 ○現在、適切な時期を見極めて、公費計への移行を検討しているところであるが、公費計移行時には保護者から同様のご意見をいただくことが想定できる。 ○本市の学校給食費については現在私費計であり、現年度分の督促・催告は学校で対応し、過年度分は教育委員会が対応している。学校側からは、私年度分を含めて徴収業務を市で対応してほしいという要望が上がっており、公費計化に向けて今後検討していきたいと考えている。納付方法については口座振替がほとんどで残りは現金徴収であるが、未納分については、学校待参、銀行振込、訪問徴収によるもので納付書は発行していない。納付書を実行することとなった場合、金融機関だけでなくコンビニでの支払いが可能になれば、利便性や収納率の向上が見込められる。
265	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	「空家等対策の推進に関する特別措置法」における所有者の所在を特定する手段拡大	所有者等の所在をより円滑に把握するため、空家法第10条第3項に基づく市町村からの求めに応じて、郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすること。	【現状】 所有者等を通知するための手段として、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)第10条や空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下、「指針」という)に基づき、固定資産税情報や登記情報・住民票・戸籍等を利用することが認められている。 【支障事例】 府内では、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出しており、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等を利用してもなおその所在の特定が困難となっている事例がある。 その際、複数の市町村において、空家等の所有者の所在を確認し、直接改善を働きかけるための手段として、空家法第10条第3項の規定に基づき、郵便転送情報の利用を所管郵便局に要請したものの、個人情報であることを理由に提供困難との見解であった。 また、平成28年5月に総務省より、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(総務省告示第167号)」とその解説書が発出されており、その中において、個人情報の第三者提供の制限の例外事例が示されている。しかし、具体的な空家の所有者を特定する場合は含まれておらず、個人情報の第三者提供制限の例外の適用範囲内か定かではない。	従来通知できなかった空家等の所有者等の所在が確認されることにより、直接改善等の働きかけが可能となり、住環境の改善等が図られる。	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項	個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、大阪市、堺市	-	いわき市、ひたちなか市、船橋市、小田原市、中野市、多治見市、静岡市、豊橋市、松原市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、佐賀県、宮崎県	-	○近隣住民より空き地の不法投棄についての陳情を受け、所有者に適正管理を依頼するため、登記簿原本、住民票、戸籍簿本を取調したが、所有者の住所は当該空き地のものしか把握できなかった。やむを得ず当該空き地へて文書を送付したところ、返送されなかったため、転送されたものと想定されたが、転送先が住所が区で区での対応は出来なかった。上記の事例では、所有者が文書の転送先が把握できなかったことで区での対応がストップしてしましたが、郵便事業者から郵便転送情報の取得が可能になれば、空家等の状況を所有者等に通知することが可能となり、住環境改善等が図られる可能性が広がることとなる。また、上記の事例は本制度改正による郵便事業者の郵便転送情報提供は空き地も対象として欲しい。 ○空家の所有を把握するため、固定資産税情報等について照会を行っているが、空家にも係わらず、その所在地が現住所のままとなっているケースがある。この場合、郵便局に転居届が提出されていれば、1年間の限定ではあるが、現住所から郵便物が転送されることから、空家の所有者等の所在の特定への有益な情報となる。故に、空家の所有者等に郵便物が転送先へ配達される場合において、行政側から求めがあった時には、それに応じて、その所在地を情報提供できるようにして欲しい。 ○当市でも空家等の所有者等が住民票を移動させずに転出している事例が存在する。空家の所有者等へ指導するための調査手段が拡充されること望ましい。 ○本市においては、空家等の所有者等に「適正管理を促すため、固定資産税の課税情報などから所有者を特定し、所有者へ文書で改善を依頼しているが、所有者の所在地が当該空家のままになっている場合がある。このような場合は、文書が未送達となるか、他の住所へ転送される。正確な現住所を把握することが困難となる。このため、転送先の情報を入手することにより、所有者の正確な現住所を把握し、適正管理の依頼や空家等に関する情報の提供が可能となる。 ○既に挙げられている支障事例と同様に、空家の所有者等の所在を、登記・住民票・戸籍・課税・国民健康保険・介護保険等の情報を調査しても善処し、空家の所在地に居住していることとなっている等、判別しない事例がある。郵便物の返戻履歴がことから、空家の居住地に転送されているものと判断され、転送先情報が所有者等の所在確認に重要な情報であるといえる。なお、当市では、約2,800件の空家のうち、500件の調査をしたところ、このような事例が概ね30件程度あり、過去郵便局に空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく調査を実施しようとしたところ、憲法第21条(通信の秘密)を理由に断られた経緯がある。 ○当市でも空家等の所有者等が住民票を移動させずに転出や転居している事例があり、空家等の適切な管理を促すため、文書を郵送すると郵便局において転送され相手方には届くものの、所在が特定できないため、所有者等と対面して直接改善を働きかけられます。対応に苦慮するなどの同様の支障条件が生じている。また、今後は、空家の利活用においても、所有者等の意向確認などで連絡を取ることができず同様の支障事例が生じることが懸念されることから、郵便転送先の住所情報の提供は、空家対策に有効であると考えられる。 ○本市においても、空家等の所有者が住民票の居住地を空家等においてもそのまま、介護施設に入所している場合があり、入所している施設の間合せを検討し、空家等対策の推進に関する特別措置法10条の対象になるか国土交通省に問い合わせた結果、「居住地は住民票に記載されている場所であり、住民票のない介護施設は適用外」となると回答されたことから、特定が困難になっている事例があり、空家等の所有者の所在を把握し、直接改善を働きかけるための手段に苦慮している。 ○明らかに住居が困難である空家を住所としている者に対し、住宅の状態を知らせる通知を郵送した結果、郵便局から返送されない事例があり、郵便転送情報を基に転送されたこととみられる。しかしその転送先は不明であるため、他に情報がない場合、直接改善を働きかける際に支障となる恐れがある。 ○当県内においても、固定資産税情報等を利用してもなお所有者の所在が特定が困難となっている事例があり、「郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすることは所有者特定を円滑に進める一助となると考える。」 ○住民票を空き家住所に置いたまま転出・転居している場合、固定資産税情報においても住所が把握できておらず、所有者の住所特定が困難な事例がある。郵便物の転送情報は、所有者の所在特定において極めて有効な情報であることから、郵便事業者からの情報提供を求めることができるようにすべきと考えられる。 ○本市においても、所有者が住民票を移動せず施設等に入所しているなどの事例が多い。近隣住民や親族等への聞き取りなどにより対応しているが、緊急時等に所有者と連絡がとれないといった事態も想定され、郵便転送情報の利用は有効な手段であると考えられる。 ○本市においても、支障事例と同様に所有者の所在の特定が困難である事例がある。空家対策の一環として、所有者と直接対話することにより、空家等が適切に管理されるようになった事例も多い。そのため、制度が改正され、所有者の所在が特定されることにより、住環境の改善が図れると考えられる。 ○所有者等の通知には大変な労力を要すること。また、利用できる情報をもってしても有用な情報とならないことがあるため、郵便転送情報の利用は空家等の状況改善に資する意味は大きいものと考えられる。 ○空家等の所有者が転居等の届出をしないまま居所を移動している事例があり、電話等の連絡先も不明なことから、改善を依頼することもできない状態である。郵便の転送情報が利用できれば、所有者等へ空家等の現状説明や改善の依頼により、生活環境の保全に期待が持てる。 ○所有者が住民票を居住地から転出している場合の対応は苦慮しているところである。法的根拠がない限り、民間事業者が情報提供することは難しいと思われる。 ○種々事例があり郵便転送手続きをしている人もいると思われるが、郵便転送情報の利用により所有者等の所在を確認でき、直接会って改善に向けて説得することができれば早急な問題解決につながる。 ○本市においても、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出している事例は多く、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等に加え、郵便転送情報を利用できることは、所有者等の所在を把握する手段として有効であるといえる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>区地域協議会の位置づけや権限を鑑みると、「区の区域内に住所を有する者」からの参加が多数であるべきと認識している。しかし、一方で、多様な意見の調整を行い、協働による地域づくりを行う場においては、区外からの通学・通勤者、公共的団体等の支部・支店からの代表者など、区に関わりのある者については区民として取り扱うべきと考えている。</p> <p>二階級のとおり、オブザーバーとして参加することは可能だが、議決権が無いこと、会長、副会長、部会長等の役員に就任できないことなどの規制がある。また、区地域協議会は住民や公共的団体等からの主体的な参加を期待しているが、オブザーバーでは主体的な参加にならないため、他の委員と同等の位置づけで活動していただきたいと考えている。</p> <p>なお、選挙で選ばれる住民の代表機関という立場ではないこと、条例の制定や予算の議決権などの権能を有していないことより、区地域協議会は区議会の役割を果たす機関ではないと認識している。</p> <p>本市において、区地域協議会は、区民や諸団体等の主体的な参加を通じて、多様な意見の調整を行い、区役所と連携して身近な地域づくりを行っており、区民と市との協働によるまちづくりを行う要の機関として、区の行政を補完する役割を担っている。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>		<p>区は、指定都市において、当該区の区域内の住民に対して身近な行政を円滑に処理するために設けられるものであり、そこに置かれる区地域協議会は、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として区の行政を補完するための制度である。</p> <p>このことから、区地域協議会の構成員については、当該区の区域内の住所を有する者に限られているものであり、構成員について、各指定都市の条例により、区の区域内に住所を有する者以外の者からも選任することができることとする提案は適当ではない。</p>
<p>学校給食費が地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定する「物品売払代金」に該当し、現行制度においても私人への徴収又は収納の事務の委託が可能である旨、通知等により速やかに周知を図っていただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>	<p>○ 通知の内容及び発出時期を明確に示していただきたい。 なお、発出時期については、年末の閣議決定に間に合うようにしていただきたい。</p>	<p>公会計化している地方公共団体における学校給食費については、現行制度においても、地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定する物品売払代金として私人への徴収又は収納の事務の委託が可能である旨の通知を、平成29年末に行われる、地方からの提案等に関する対応方針の閣議決定前には発出することとした。</p>
<p>個人情報保護委員会や国土交通省の回答では現行規定に基づき情報提供を求めることは可能とされたが、郵便事業者を所管する総務省の回答は「慎重に対応すべき」であり、郵便の転送情報が信書の秘密に該当することについては現在係争中とある。裁判所の見解として、転居届に記載された情報が「通信の秘密」に該当せず、「信書の秘密」にも該当しないこととなった場合には、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの改定など、情報提供に向けた対応をされたい。</p> <p>加えて、現時点においても、本人の同意を得れば郵便情報を提供することは可能であることを周知するなど、市町村が空家対策を推進するために必要な場合における協力をお願いする。</p>		<p>【船橋市】 空家等対策においては、所有者の所在の把握が困難を極め、対策が遅れてきたことから、空家法で転送情報の内部利用を可能とする条文を規定する等、これまで取得できなかった情報を取得可能とした経緯がある。こうした経緯からも、郵便事業者がもつ転送情報も該当させるべきと考え、ついでには、転送先情報の開示が可能となるよう、空家法第10条の改正または、郵便法第8条の改正を強く求める。</p>			<p>【個人情報保護委員会】 個人情報保護法上、「法令に基づく場合」には、個人データを第三者提供に当たり、あらかじめ本人の同意を得ることは求められていない(同法第23条第1項第1号)。 「仮に、郵便事業者が空家法第10条第3項に基づく「その他の者」に該当すると判断される場合には、本人同意がなくても郵便事業者が市町村長に対して当該空家の所有者等の転居先情報を提供することについて、個人情報保護法上の問題は無いと考えられる。</p> <p>【総務省】 郵便の転送情報については、信書の秘密に該当することについて現在係争中と承知しており、今後、個人情報保護委員会及び国土交通省の回答並びに当該係争状況を踏まえて、検討を行うてまいりたいと考えております。</p> <p>【国土交通省】 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項において、「市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。」と規定されており、ここでいう「その他の者」として、郵便事業者から情報提供を求めることは可能である。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
273	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空き家等の適正管理に向けた空家等対策の推進に関する特別法の見直し(管理責任者指定規定の創設)	空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが調整できない場合は、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすること	<p>【現状】</p> <p>空き家については、その所有者等が適切に管理するという努力義務が、当該法第3条に規定されているところであり、空き家の所有者が死亡した際、相続登記がされていない場合は、法定相続人全員に空家についての情報を提供し、適正管理を求めている。</p> <p>しかし、自治体から空き家が危険な状態である旨を法定相続人全員に連絡したとしても、その義務を履行するか否かは最終的には本人の判断によるものであり、法定相続人同士が疎遠になっていたり、世代が変わっていることもあり、誰も管理せず、長年空き家が放置されていることが現状となっている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>放置の状態が続くことで、近隣住民より苦情が寄せられ、早急に対応する必要が出てくるが、地方自治体としては、個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報まで提供することができず、法定相続人の調整ができない。</p> <p>そのため、地方自治体が法定相続人全員に連絡を行い、何らかの対応を取る必要があり、事務上の負担となっているほか、直ちに特定空家に該当しないような危険空家の対応が滞ってしまっている。</p> <p>法定相続人のうちから代表者を指定することができれば、責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化(市から相続関係の教示を行うことも含む。)されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。</p>	空家等対策の推進に関する特別措置法第9条、10条、12条	総務省、法務省、国土交通省	兵庫県、熊本県、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	—	<p>鹿角市、いわき市、ひたなか市、明走市、小田原市、三条市、三条市、多治見市、静岡市、豊岡市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、大村市</p>	<p>○ 空き家の相続人が十数人おり、自分の相続分だけは負担するという相続人が多い案件がある。このような場合、相続人の管理責任の意識が希薄となり、管理責任者に誰もならず、空き家への対応が滞る。なお、相続放棄などにより相続人不存在となった空き家については、法で国庫に帰するところのだから、即時国庫が介入し、所有するような措置を願いたい。管理責任者を決めれば、これまで停滞していた空き家の対応が図れることが期待できる。</p> <p>○ 空家等の所有者へ連絡を取る際に、所有者が死亡しているが、相続手続きがなされていない場合がある。相続財産管理人が設定されている場合は、相続財産管理人に連絡を取るようになるが、相続財産管理人が設定されていない場合は、相続権を有するすべての者に連絡を取る必要がある。実際には相続財産管理人が設定されているケースが少なく、管理責任者の連絡が困難となる場合がある。</p> <p>○ 相続権利者が複数で調整がつかず、管理責任者が決まらずに空き家が放置されているケースがある。地方自治体として、連絡が取れる関係者に依頼し、権利者同士話し合うよう促すが、調整しない(できない)状態で、放置されてしまっている。</p> <p>○ 当該空家の法定相続人が複数存在しても、固定資産税の相続人代表者を管理者として見立てて指導を行っている。しかし、あくまで「納税」の代表者であって建物の管理責任は負っていないという認識の方が多く感じている。そこで、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにするには責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。</p> <p>○ 本市では、相続関係者が30人近くのケースもあり、全員の連絡調整を行うのが困難で事務に支障をきたしている。また、相続登記をしやすくする環境を整えることが、空き家等の発生を抑制することに繋がると考えられる。</p> <p>○ 本市においても、空き家の所有者が死亡した際に、相続登記がされておらず、法定相続人が多数にわたっていた場合があった。個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報を提供することができなかったが、本人が電話番号を伝えたことを了承した上で、他の法定相続人と連絡がとることができた。解決に至ることができた。法定相続人が多数にわたる場合は、長期間の対応が必要となり、早急な空家等対策に苦慮している。</p> <p>○ 法定相続人が複数存在する場合は、本市でも法定相続人全員に適正管理を求めており、承諾を得たうえで親族の連絡先を調整したり、また軸となり得る人物に積極的な助言をするなど、親族間に入り込み対応している状況である。解決に至った事例もあるが、時間や労力を費やしているところであり、代表者を指定できれば迅速かつ円滑な対応が見込まれる。</p> <p>○ 問題のある空家等について多くの場合は、法定相続人の関係が希薄であるため、相続関係の教示も含む管理責任者の指定は、問題の改善が図れることが期待できる。</p> <p>○ 状態の悪い空家等については、所有者が既に亡くなって相続されずに長年放置されている事例が多く、相続人全員に改善を依頼するもの、相続人間による協議等が行われず、また、自分は関係ないとして無視する方もいる状況で、ますます状態が悪くなっていくことが容易に想像できる。相続人の中で代表者が指定できれば、円滑かつ早急な対応が期待できるとともに、事務負担の軽減につながる。</p> <p>○ 個人情報保護のため、本人の許可がない場合、連絡先の情報提供が難しく、法定相続人の連絡調整がなかなかつかない状況であり、事務上の負担も大きく、業務が滞っている状況。代表者の指定については何らかの指針が必要であると思われ、円滑な処理のため必要と思われる。</p> <p>○ 本市においても1件の空き家に対し6～7人の共有者がいる例がある。納税代表者は、空家等の及ぼす問題を理解されているが、共有者の中には死亡して次の世代に代わっている人もおり、ほとんどが異住在居者のため話をとりまとめることができないとのことである。管理責任者を指定できれば早急な問題解決につながると思われる。</p> <p>○ 住民苦情への対応を求めると、法定相続人全員を特定する作業時間等は膨大であり、事務上の負担となる。本市では通常、納税義務者に対し適正管理の指導を行うが、法定相続人の間で納税義務者の決定が進んでいないケースも散見されることから、提案のように代表者を指定することができれば円滑な対応が図られると思われる。</p>	民法上、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」とされ、各相続人はその持分に応じて権利を有し、義務を負っていることからすると、特定の相続人を管理責任者として指定し、同様に特別な権利や義務を付与することは、他の相続人の権利を制約したり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねず、困難である。	
285	B 地方に対する規制緩和	その他	寄附金税額控除に係る申告特例通知書の様式の見直し	ふるさと納税における「寄附金税額控除申告特例通知書」について、申告特例の求めを行った者1人につき1枚の様式で通知しているが、複数の者を一覧表として通知できるよう当該様式に見直すこと。	<p>【現状】</p> <p>平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例制度が導入され、確定申告が不要な給与所得者等は、寄附金を支出する際に寄附先団体に申告特例の求めを行うことにより、確定申告を行うことなく、ふるさと納税に係る寄附金控除が受けられるようになった。当該申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例の求めを行った者の住所の所在地の市町村長に対し、当該者の寄附金額等を「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」により通知することとなっている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>同通知書は、申告特例の求めを行った者1人につき1枚作成しなければならず、申告特例を求める人が多数の場合は、相当数の通知書を作成する必要があり、また、通知書は、住所、氏名、個人番号、性別、生年月日、電話番号、合計寄附金額を記載するが、個人番号については厳重な取扱いを要することから、通知書を多数作成しなければならない場合は、作成の時間に加え、情報管理等の負担が重たくなっている。</p> <p>なお、通知書の受け手側の市町村については、一覧表であっても、一枚づつであっても、作業に大きな変化はなく、むしろ一覧表で管理し入力したほうが作業はしやすくなると思われる。ただし、「名寄せの際に事務が複雑になる」、「複数の様式が存在すると手続きミスにつながりかねない」との意見もあることから、様式を一覧表に統一する際には電子データによるやりとりを可能とされたい。</p> <p>【参考】 洲本市申告特例通知書実績】平成28年1月1日～12月31日寄附分 通知:5,051通(人)、660団体・区 ※推定作業時間 5.051通×5分/1通=約421時間 ※1通の通知書作成は約5分程度</p>	複数の者に係る申告特例の通知を1枚の様式で可能とすることで、市町村の事務負担の軽減に資することができる。また、様式を受け取る側にとっても、様式の枚数が減少するので管理が容易となる。	・地方税法附則第7条第1項 ・地方税法施行規則附則第2条の4、第55条の7 ・「地方税法の施行に関する取扱いについて」第2章24の6(6)、(7)	総務省	兵庫県、熊本県、和歌山県、鳥取県、徳島県	—	旭川市、鹿角市、山形市、三条市、山梨市、豊田市、出雲市、高松市、大牟田市	<p>○【支障事例】</p> <p>平成27年度税制改正において、ワンストップ特例申請が導入されてから、当該申請に係る事務量が増大し、1月10日までに申請書の受付を締め切り、1月末までに居住自治体に通知を发出しなければならないことから、1人につき1枚の通知を送付することは、スケジュール的にも非常に厳しいのが現状である。誤行錯誤しながら遅延につながるよう、事務を遂行しているが、その期限を過ぎて送付してしまった場合、居住自治体より送付遅延により受付を拒否され、結果、寄附者が確定申告をしなければならなくなり、不利益が生じたケースがあった。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>同通知書は、申告特例の求めを行った者1人につき1枚作成しなければならず、大量の通知書を送付する必要があり、必要な情報をリスト化して送付することは煩雑な事務の簡素化、ペーパーレス化の観点からも非常に大きい。また、個人情報保護の観点からも、様式改正することで、大量の通知の保管等、送付及び送付先自治体の負担軽減につながる。当該特例の運用の向上につながる。</p> <p>【参考】 地市申告特例通知書実績①】平成28年1月1日～12月31日寄附分 通知:13,075件、919自治体(特別区等含む。) ※ 本市におけるワンストップ特例に係る業務(申請受付から通知送付まで)の推定時間は概ね5分13,075件×5分=1,089時間</p> <p>○「寄附金税額控除申告特例通知書」は、提案市同様事務負担の、個人番号の取扱いにより情報管理等の負担が重くなる一方である。一覧表にすることで、送付の枚数や作業量が削減される。</p> <p>【参考】 地市申告特例通知書実績②】平成28年1月1日～12月31日寄附分 通知:207通、127団体・区 ※推定作業時間 207通×5分/1通=約1,035時間※1通の通知書作成は約5分程度</p> <p>○当初課税準備の繁忙期における事務の効率化は重要な課題であるが、本市における平成28年中の寄附に係る申告特例通知の受領件数は1万通を超えており、事務作業の時間が増大している。現在は、課税処理のために、通知1枚ごとに個人管理番号を転記したり、パンチ項目に記号を付すなどの準備作業を行ったうえで、パンチしデータ化を行っている。申告特例通知が一覧表になり、かつ電子データでの受領が可能となれば、準備作業が大幅に軽減され、パンチが不要になることから、当初課税事務の大幅な効率化が図られる。</p> <p>○「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」については、申告特例の求めを行った者1人につき1枚作成しなければならず、本市においても、平成28年分は約2,900通の通知書を作成する必要があり、データ作成・印刷等にかかりの時間を要した。また、通知書には個人番号の記載があることから、慎重な取扱いが必要と判断し、約670の自治体に簡易書留にて送付したため、郵送経費がかなり増加した。そうしたことから、事務・経費削減のために、自治体ごと一覧表で通知する様式に変更し、電子データでのやりとりを可能としてほしい。ただし、電子データのやりとりは、個人情報の漏えい等生じないように慎重な送付方法を検討してほしい。</p> <p>○本市の通知書を受け取る側においては、個別に賦課資料を管理しているため、一覧表のデータから個別資料が作成できるようにしてほしい。</p>	○ 申告特例通知書を受け取る地方団体においては、受け取った申告特例通知書を寄附の受入団体ごとに管理しているのではなく、個人ごとに管理していることから、寄附の受入団体から寄附者の住所地団体に対する複数の申告特例通知書を一覧表化する、事務負担が増大する場合がありますため、慎重に検討する必要があります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>本提案は、すべての法定相続人が空き家を管理しない場合、当該空き家に関する書類等の受領や法定相続人間の連絡調整位となる責任者を行政が指定するにすぎず、こうした行為は、特別な権利や義務の付与、他の相続人の権利の制約、共有者としての責任を超える責任の付加には当たらないと考える。</p> <p>地方税法において、地方税の適正な債権管理に資するため、法定相続人の1人を代表者に指定できるのと同様に、公益的かつ緊急的な課題を抱える空き家についても空き家の適正管理に資するよう法定相続人の1人を代表者として指定できるようにすべきである。</p>				<p>【全国市長会】慎重に検討されたい。</p> <p>ただし、支障事例が多数あるため、本案を含め、解決策を積極的に検討すること。</p>	<p>○ 地方公共団体が法定相続人の中から代表者を指定し、その代表者から他の法定相続人に当該地方公共団体からの助言、指導、勧告等を伝達させる(義務づける)仕組みを検討すべきではない。</p> <p>○ また、地方公共団体が把握している他の相続人に関する情報等を、代表者に情報提供できる仕組みを構築するべきではない。</p>	<p>【総務省】</p> <p>○ 複数の相続人の中から特定の相続人を代表者として指定した場合、当該者が自治体からの助言等を他の相続人へ伝達する職務の共有部分を超えた責任を負う結果となることから、地方公共団体の責任で指定を行うことは困難である。</p> <p>○ 地方税法における規定において、相続人の中で書類を受領する代表者が指定できる場合は、相続人のうち一部が相続人であるか明らかでない場合(相続に争いがある場合等)に限られており、相続人の生死又は住所が不明である場合は含まれないとされている。また、代表に指定された者は書類を受領する権限を有するものであり、相続人間の伝達や調整についての規定はない。</p> <p>○ 一方、空家法では、個々の所有者等に対して助言・指導を行うことより、自発的に特定空家等の除去等を促すことを目的としており、所有者等が多数の場合には、書類を的確に送達するため、内容証明郵便等の活用を「特定空家等に対するガイドライン」で示している。</p> <p>○ なお、空家対策に取り組む地方公共団体等が具体的な課題等について対応策を協議・検討していく(全国空家対策推進協議会)(平成29年8月31日設立)等において、国土交通省を中心として、関係省庁が連携して、当該事例を含め、地方公共団体等が直面する課題等の解決に向けて支援していく。</p> <p>【法務省・国土交通省】</p> <p>○ 民法上、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」とされ、各相続人はその持分に応じて権利を有し、義務を負っていることからすると、特定の相続人を管理責任者として指定し、他人に特別な権利や義務を付与することは、他の相続人の権利を制約したり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねず、困難である。</p> <p>また、法定相続人の1人を代表者として、除却等を内容とする助言・指導、勧告、命令に係る書類等の受領や法定相続人間の連絡調整位を担わせることは、除却を求むる部分の対象を特定の者に限定することになり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねないため、困難である。</p> <p>○ 地方税法第9条の2第2項の規定は、相続人のうち一部が相続人であるかどうか明らかでない場合(相続に争いがある場合等)に、書類の送達の特例として、相続人の中で書類を受領する代表者を指定するものである。また、納税の告知書等が、代表者に送達された場合には、その書類に係る部分は、指定に係るすべての相続人に対して効力を生ずる。同条の規定は、あくまで相続に争いがある場合等の規定であり、単に相続人の住所等が不明又は相続人が多数な場合には適用されないと解されており、地方公共団体は、相続人全員に対して書類を送達する必要がある。</p> <p>○ 地方、空家法では、空家の所有者等に対する助言・指導、勧告、命令が規定されているが、これらの措置のうち助言・指導、勧告については、直接的な法的効果はないものの、関係権利者全員に対し除却等の必要性を喚起してもらい、自発的な除却等の措置を促すためのものである。また、命令については、それに反した場合に罰則の適用があるほか、代執行の前提となるものであるため、関係権利者全員に対して行うべきものであると考える。</p> <p>なお、所有者等が多数の場合には、内容証明郵便等の活用により助言・指導、勧告の手続きを行うなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方法をガイドラインで示しているところ。(「特定空家等に対するガイドライン」)</p> <p>○ 空家対策に取り組む地方公共団体が、具体的な課題について対応策を協議・検討していく(全国空家対策推進協議会)が平成29年8月31日に設立され、空家所有者の効率的な探索方法や所有者不在空家等に係る財産管理制度の活用推進方策等について、当該協議会で検討することとされており、国土交通省としては、こうした協議会の場を活用し、法務関係団体等とも連携して、具体的な課題の解決に向けて取り組んでいきたい。</p>
<p>個人毎に通知書をデータ化し管理している団体は、申告特例通知書を一覧表とすることで事務負担が増大するとのご指摘だが、その原因は紙ベースでの通知に限られていることにある。様式を一覧表に統一しても電子データによるやりとりを可能とすれば、データの編集が容易になるため、送付・受入の双方にとって事務負担の軽減になると考える。</p> <p>電子化に当たっては、紙ベースでのやりとりのみであった扶養は正情報、事務負担軽減の観点からeLTAxを活用して国及び市町村間でやりとりが可能となったように、eLTAxを活用して申告特例の通知を行うことができるように検討をお願いしたい。</p>		<p>【豊田市】</p> <p>本市では、平成28年中の寄附に係る申告特例通知を1万通超受領しているが、通知書自体を個人ごとに名寄せして管理することはなく、資料番号等を附し、データ化して管理しているため、申告特例通知が一覧表になることによって、事務負担が増大することはないと、管理しやすくなる。</p>		<p>【全国市長会】提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>なお、地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう総合的に検討すること。</p>	<p>申告特例通知書のオンライン送付については、地方団体における事務の簡素化につながる可能性があると考えているが、eLTAxを活用する場合、そのシステム改修費及び運営費については、地方振電子化協議会の会員となっている全ての地方団体から負担を求めることとなるため、システム整備の内容やそれに要する費用等に関する提案団体以外の地方団体の意見も確認しながら検討する必要がある。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
310	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	所有者を特定することが困難な土地について、長期間相続登記がなされていないなど、公共事業に係る用地取得の際の手続きの緩和	公共事業に係る用地取得の際に、長期間相続登記がなされていないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有者不明のまま土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築するなど、必要となる手続きの簡素化を求める。	道路整備事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。	国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利用に係る現行制度の活用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置(国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事業も存在している。	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際に必要な手続きが簡素化されれば、事務的な負担が大きく軽減され、公共事業による土地の利活用の推進に資する。	所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・活用のためのガイドライン	内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省	中津川市	一	福島県、埼玉県、中井町、静岡市、浜松市、名古屋、田原市、滋賀県、高取町、広島県、熊本県、大分県、鹿児島市	<p>○ 本県の現状として、土地の所有者や相続人の所在や存否が不明の場合、財産管理人制度を活用しているが、多大な時間と労力を要し、事業が長期化するなどの支障が生じている。調査1案件につき各体制で、相続開始の作成(3～4ヶ月)、行方不明者の調査(3～4ヶ月)、法務局や家庭裁判所等関係機関との協議・審査等(6～10日程)を行っている。所有者・相続人の存否や抱役の不明な土地については、地域二次に対応した広報又は法的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築を早急に行ってもいい。</p> <p>○ 本県においても同様の支障事例があり、相続約、清算約負担も生じており、手続きの簡素化を求める。東日本大震災で被災した海老原市の震災に事において、事業用地として所有権保存登記がなされておらず、債権者のみの共有を維持する必要があった。遺言者は有効取得を費用の面で諦めたことから、起業者が所有者不明の土地として、不在者財産管理人を選任し、裁判所から権限外行為許可の審判を受け、土地売買契約を締結した。この土地の保存登記を行うためには、確定判決を得る必要があるため、不在者財産管理人との間で、預え登記簿の写取の取得を行うこととした。地籍の申立には課金の課徴が必要であり、課金の課徴を経て、裁判所に相続の申立を行い、和解調書の交付を受け、所有権保存登記を行い用地を取得することとしている。(現在手続き中)</p> <p>○ 道路改良事業の用地買収において、登記簿が表題部のみで氏名だけが記載された7人共有名義の土地がある。明治時代ごろから相続がたておらず、住所不明のため相続人の特定が困難な地権者があり、用地取得に支障をきたしている。</p> <p>○ 相続人多数、所有者が行方不明により用地取得を断念した事例もあった。</p> <p>○ 市の中心部においては相続財産に価値があり、相続が概ね完了している場合が多いが、都市圏郊部の農地等のうち、寺社や自治地区所有の土地が種家や住家の共有持分になっていることがあり、何代にもわたって相続が行われていない場合がある。これが中山間地や山間部となる自治体等持分の共有地のみならず、個人所有でも何代にもわたり相続が未完了の案件があり、事務の大きな障害になっている。国内において同様な事例は多く存在すると考えられ、今後、予想される人口減少と労働力の高齢化が激しくなるなど更にこのような状況が進み、このことによる事業進捗や事業費の大幅な増大が懸念されるため、早急な法整備が必要である。</p> <p>○ 急傾斜地崩落対策事業に係る用地取得の際に、登記簿表題部に氏名のみが記載されている地権者がおり、住民票、住民票(除票)、戸籍簿本、改製戸籍等の調査を行ったが不明であった。継続調査の結果、旧土地台帳に居住していた村までの記載を発見した。後日、居住地域(、氏名のみから役場の協力も調査を行った結果、実家は生まれの人又はその前戸主(共に氏名が同じ)である可能性が高いことは判明した。しかし、どこも死亡又は失踪していることから追跡調査はできなかった。居住地付近の寺院の過去帳や地元の聞き取り調査を実施したが、有力な情報は得られず、現在、失踪届の提出された県外市町村へ戸籍情報を照会中である。急傾斜事業のための用地補償費は重額であり、財産管理人制度を活用した場合、予算超過となることから見られ、早急な制度改革を要する。</p> <p>○ 河川の事業用地のなかに大正時代から相続登記がなされないまま放置されている物件があり、登記名義人の相続人を調査した結果、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されているため、相続人調査を完了することができず、対応に苦慮している事例がある。</p> <p>○ 道路の事業用地のなかに村共有地があり、役員が共有名義で登記されているものの、大正時代から相続登記がなされないまま放置されているため相続人調査を行ったが、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されており、権利者を特定することができない。認可地籍団体の設立および認可地籍団体が所有する不動産に係る登記の特例を活用することも検討しているが、事務的に負担が大きく、対応に苦慮している。</p> <p>○ 本県では、河川改修工事の事業予定地において、以下のとおり関係機関等との調整などにより膨大な時間を要するなど対応に苦慮している事例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の登記簿は保存登記がなく、表題部だけの登記であり、表題部の土地所有者は所在地不明のため、死亡確認ができない。 ・ 不在者財産管理人を選任することができるが、所在不明のため、東京家庭裁判所への申立が必要となる。 ・ 不在者財産管理人を選任し、裁判所からの権限外行為のしと、契約締結ができたとしても、保存登記ができないため、所有権確認請求訴訟を提起する必要がある。 ・ 所有権の確認訴訟は、一級河川であるため、国が提起する必要がある。 <p>所有者を特定することが困難な土地については、全国どの都道府県においても存在していると考えられるが、公共事業用地の円滑な取得の妨けになっていると認識している。現在、国の「所有者不明土地問題研究会」において、所有者不明土地の公共事業の利活用について検討がなされており、平成29年10月下旬に公表が予定されている提言内容について注視しているところである。</p> <p>○ 都市計画道路事業用地において、明治時代に所有権保存登記がなされ、以来、相続登記がなされていないため、法定相続人が約200名に及ぶ土地がある。相続人の中には、海外移住者や生存及び居所不明者が含まれていることから、用地交渉が複雑し、事業費が約200万以上経過した現在も用地取得に至っていない。現行の不動産登記法では、共有地を分筆する際には、共有者委員の同意を必要とすることから、任意協議にて当該土地取得することは、ほぼ不可能である。そこで、公共事業における用地買収に際しては、共有者の過半数の同意により分筆登記を可能とする制度改革が必要であると考え、これにより、内閣府と共同契約・登記が可能となり、債回収難手続きへと進展した場合にも、内閣府を巻き込むことなく真に手続きが必要な権利者のみを対象とすることができ、また、民法258条に基づく分割請求訴訟も可能となることから、公共事業の促進につながるものと考え、</p>

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
所有者を特定することが困難な土地については、支障事例があるように各自治体は用地取得に伴う様々な問題を抱えている。関連する審議会等においては速やかに議論を行い、関係省庁が一体となって手続事務等が簡素化されるよう、検討をしていただきたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 地方側の意見も踏まえながら、1次回答のとおり新たな仕組みの構築に向けて、引き続き検討していきたい。	所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)等も踏まえつつ、引き続き、関係省庁が一体となって検討を進めてまいりたい。 国土交通省の国土審議会においては、9月12日に土地政策分科会の第1回特別部会を開催したところ。同部会は12月上旬頃までに3回程度開催し、年内に中間取りまとめを行う予定。 (参考URL: http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_tokubetu01.html)